

平成24年9月4日

平成24年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

平成24年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成24年9月4日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	出 口 実	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	竹 原 伸 晃	9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 2 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四 至 本 直 秀
総 務 部 長 兼 財政改革部長	白 井 保 二	都市整備部理事	梶 本 光 廣
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人
都市整備部長	末 原 光 喜	教育部事務局理事兼文化センター所長兼青少年センター所長	一 本 稔 明

教育次長 古谷 清

水道事業理事 岡本 茂

危機管理監 谷下 泰久

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 大山 鐵男

議会事務局主幹 増田 明

○会 期

平成24年9月4日から26日（23日間）

○会議録署名議員

8番 竹原 伸晃 10番 中原 晶

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時です。

本日の出席議員は14名、全員出席でございます。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

8番竹原伸晃君、10番中原晶君、以上の2名の方をお願いします。

○田島乾正議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。定例会の会期は、本日9月4日から26日までの23日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間と決定しました。

今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。町長の田代でございます。

9月定例会の開会に当たりまして、議長のお許しを得ましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

暦の上では秋となっておりますが、まだまだ残暑の厳しさが続いているきょうこのごろでございます。また、局地的に大雨が降るなど天候不順が気になりなところであります。議員の皆様にはますますご健勝でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、私は町民の温かいご信託を受け町長に就任いたしまして、この10月には3年が経過することになります。この間、「豊かな自然、心かよう温もりのまちみさき」の実現を目指して総合計画の具体策の実行に邁進しているところでございます。町の施策の実行には、基礎自治体である岬町が熱意を持って奮闘することが当然であります。国や大阪府につきましても、事業に

財源をつけてともに力を合わせて「まちづくり」を進めていくことも重要でございます。国政におきましては、さまざまな報道がありますが、とりわけ政局の情勢は混沌としているように感じしております。町といたしましては今後のエネルギー政策の方向性や社会保障と税の一体改革などについての具体的な検討結果を早く示していただき、私ども基礎自治体が政策形成に反映できて、岬町の特色を活かした施策が効果的に実施できることを望んでおります。

また、大阪府におきましては、大阪にふさわしい大都市制度について大都市制度推進協議会や大阪府市統合本部で議論が行われている最中であります。それらの具体的な検討結果が示されれば、大阪都市周辺にある基礎自治体、とりわけ岬町のような府県境にある町にどのような影響が生じるのかを注意深く分析し、岬町の地域再生に効果的な政策を形成し、推進していくことが重要であると考えております。幸い、私は国土交通省や近畿経済局などの国の機関や大阪府とは良好な関係にあります。国や府の検討結果を待っているだけでは、施策の実現におくれることも懸念されます。岬町ですべきこと、岬町でできることについては積極的にかつ堅実に取り組んでいきたいと考えております。特に、固定資産税の超過課税につきましては0.1%の引き下げをご提案させていただいております。今後とも岬町の魅力を高めて、「豊かな自然、心かよう温もりのまちみさき」を目指し、町民が安心して愛着を持って暮らせるよう温かみのある行政を進めてまいりますので、議会の皆様のなご一層のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

なお、本定例会にご提案申し上げます議案等でございますが、専決処分の承認を求める件、平成24年度岬町一般会計補正予算第3次の件、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算第1次の件ほか補正予算の件2件、阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件ほか協議の件2件、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件のほか条例改正の件2件、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件2件、平成23年度成果報告・決算に関する説明、平成23年度岬町一般会計決算認定の件のほか決算認定の件12件、平成23年度岬町健全化判断比率報告の件のほか報告の件4件、以上、22議案、報告4件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○田島乾正議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○田島乾正議長 日程3、「一般質問」を行います。順位に従いまして、質問を許可します。初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ただいま、田島議長よりご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

淡路島へのフェリーの再開に向けて、9月17日祝日に深日港活性化イベント、深日港いきいきフェアが開催されることについて、全員協議会でも説明がありましたが、確認の意味で質問をします。

まず、イベントの中身は最終的にまとまってきたようですが、その内容を説明していただきたい。また、イベントの中で、今回特別に再現した深日港と洲本港を結ぶかつての航路で行く淡路島観光ツアーについて、定員と申し込み状況についての1点と、また深日港でのイベントの進捗状況の2点を説明お願いいたします。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南康明君。

○南まちづくり戦略室長 ご質問の深日港の再開発に関連してイベントの開催内容及び淡路島観光ツアーの参加状況についてお答えします。

まず、深日港活性化イベント、深日港いきいきフェア開催について説明をさせていただきます。このイベントの開催趣旨につきましては南大阪地域と四国・淡路を結ぶ交通の要衝としてにぎわいを見せていた深日港は平成11年に深日港と洲本を結ぶ高速艇航路が廃止されたことにより、定期航路が全てなくなりました。航路の廃止に伴い、かつては町の中心として栄えた深日港周辺はそのにぎわいをなくし、深日港の港湾施設も老朽化が進み、港湾機能を十分に発揮できない状況となっています。町の中心として深日港のにぎわいは岬町のまちづくりにとって欠くことのできないものであり、また近年の災害において深日港港湾機能の重要性が確認されていることから、港湾機能を高める整備を進めていくことが必要であると考えています。深日港の持つ魅力を住民を初め多くの方々に知っていただくとともに、地域の活性化の起爆剤として深日港を中心としたイベントを9月17日に開催するものでございます。

イベントの内容について説明をさせていただきます。岬町と洲本市との交流、商工会が実施しているいきいきフェアを深日港いきいきフェアとして、またこれに加えて旅客船運航イベントもあわせて実施します。イベントは陸上イベント、海上イベント、洲本市交流イベントの3つから構成しています。まず、陸上イベントではステージイベントがあり、太鼓集団潮による演奏、キッズダンス、岬中学校のブラスバンド部による演奏、よさこいソーランによる踊り、洲本市の太鼓集団高田屋太鼓による演奏、最後にはビンゴゲームも行われます。また、ブースイベントとしては地元と洲本市の物産品、手作り品などの販売と飲食コーナーではファーストフード、ドリンクなどが販売されます。次に、海上イベントとしては海洋センターのクルーザー白鳥号によるミ

ニクルーズ、同じく海洋センターのシーカヤックの体験乗船、旅客船シャルマン号によるミニクルーズ、稚魚の放流としてマホガレイを1,000匹程度放流するイベントを行います。

次に、洲本市交流イベントとして、淡路島観光ツアーを行います。内容としては洲本城、イングランドの丘、淡路お菓子館などを見学するコースで、1日ゆったりと観光します。淡路島観光ツアーへの申し込み状況について説明します。観光ツアーへの参加総数は94人で、うち岬町内からの参加は81人、町外からは13人となっており、男子36人、女子58人で、現在キャンセル待ちの状態となっております。人気の高いイベントの一つとなっております。

最後に、このようなイベントを通じて洲本市と交流することにより、フェリーの再開と今後の深日港の活性化を中長期的に進めてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 イベントの内容はよくわかりました。商工会を初めとする関係者の皆様の協力でイベントの準備も進んでいるようで安心しました。また、淡路島観光ツアーについては過去の淡路島フェリーを思い出し申し込まれた方もたくさんおられると思います。私も当日は深日港活性化イベントに参加したいと思っています。このイベントを機に深日港及び周辺がにぎわいを取り戻し、活性化することを強く望んで深日港の質問を終わります。

次に、みさき公園の駅前開発について質問をいたします。

みさき公園駅前を再開発する際に事業者の計画にあわせて公共施設の検討を求める。また都市公園区域の見直し、みさき公園は公共の福祉を増進し、南海電鉄と岬町との共存共栄の精神のもとに相互の繁栄を図る目的をもって、昭和32年に都市公園として開設され、住民はもとより大阪府民に親しまれる憩いの公園として運営がなされ、今年が開園五十周年となる記念すべき年となっております。

さて、みさき公園駅前開発に係る経緯を振り返りますと、南海電鉄からは平成16年の都市公園法の改正を受けて、大阪ゴルフ場の経営の再建とみさき公園駅前開発を理由として、都市公園であるみさき公園の一部区域の見直しの申し出がありました。岬町ではこの申し入れに対し、これまでと同様に南海電鉄との共存共栄を図る方針から、また私たち議会もこの申し入れを受け入れ、ゴルフ場の経営改善を支援するため平成19年7月に大阪府ゴルフ場都市公園の区域からはずす見直しに賛同いたしました。一方、みさき公園駅前開発については見直しに時間が必要であることから、引き続き協議を行うこととし、平成19年6月締結の基本契約書において南海電鉄と岬町が緊密に協議して、本町の発展に寄与せしめることで双方が約束しました。その後、岬町では平成22年3月に策定した第4次岬町総合計画においてみさき公園駅前周辺を新交流拠点と

して位置づけし、新たな町の拠点として商業業務及び移住などの都市機能の誘導と集積を図るとする上位計画の見直しを行ったところでもあります。このように岬町では新総合計画の策定など都市計画公園区域の見直しに向けた諸手続を着実に進めてまいりますが、残念ながら現時点では南海電鉄と本町の間ではみさき公園駅前開発についての具体的な協議が行われていない状況が続いていると聞き及んでいます。私たち議会は、本町の地域活性化にはみさき公園駅前開発が必要不可欠であると考えております。こうしたみさき公園駅前の早期整備について要望した経過などを踏まえ具体的な質問をさせていただきます。

まず1点目は、先ほどの要望内容は昨年9月に南海電鉄本社に訪問し、議会の意向を説明させていただいているところでもあります。その後、南海電鉄からみさき公園駅前の早期整備についてこれまで以上に緊密な協議を行ってまいり所存であるとの回答を得ております。こうした議会からの要望及びこれに対する回答を踏まえ、昨年9月から約1年が経過しますが、この1年間に駅前開発に向けてどのような協議が行われたかを伺います。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 先ほど平成23年9月16日は議長初め多くの議員の方々が南海電鉄に対してみさき公園駅前の早期整備についての要望書を持って活動され、9月27日には岬町とこれまで以上に緊密な協議を行ってまいり所存でございますとの回答を受けております。行政側といたしましても、平成23年9月12日、産業振興課長並びにまちづくり戦略室長並びに私が南海電鉄本社を訪れ、関係者と公園駅前再開発について現在の状況並びに今後どのように進めるかの協議を行ってまいりました。南海電鉄といたしましてはその時点では都市公園部分の変更に伴い、平成19年6月29日に岬町と協定書の中で締結したみさき公園駅前再開発事業計画について計画は継承していると述べるとともに、社会情勢の変化等によりこの計画は凍結状態であるとのこととございました。岬町としてはみさき公園駅前開発は重要な課題と考えているので、さらに今後協定書に基づき協議を続けていきたいと申し入れたところ、上司の判断を仰ぎ協議することとございました。その後、平成23年10月5日に副町長並びに議会事務局長、南海電鉄の取締役である経営政策室長と今後の協議を具体化すべく面談を行っております。これを受け、平成23年10月13日には経営企画部長らが来庁し、副町長、産業振興課長、建築課長、まちづくり戦略室長と私がみさき公園駅前再開発について町の総合計画などどのような位置づけとなっているかなどの協議を行いました。今後は町の総合計画の位置づけなどを参考にした計画とすることを双方確認いたしました。結果として、今後事務サイドとしては南海電鉄と課題整備を行うための具体的なテーブルづくりを進めることとなっております。平成23年12月7日には南

海電鉄の企画課長より当町の各部署の方と今後の開発の参考にするための協議をしたい旨の連絡がございました。平成24年3月1日、南海本社で私と産業振興課長、南海側は企画部長、企画課長と19年度南海が示した図面等の確認を行いました。南海側は国土交通省が示した地価表示を提示し、今開発しても採算が取れないので、以前示した図面はリセットの意向の旨であるが、南海としてもこのみさき公園駅前を何とかしないといけないと社長も言っており、町の関係部局、例えば庁舎関係、住宅関係、高齢者福祉・介護等の各担当者と協議し、何とか開発に関して参考にしたいと言われております。その後、南海側と事務レベルで幾度か協議しており、今後各課に駅前開発について何を望んでいるか意見を聞いて集約し、精査しているところでございます。みさき公園駅前周辺につきましては、第4次岬町総合計画においてみさき公園駅前は鉄道における本町の玄関口であり、町内の各拠点などの連絡機能を担っており、ここ新たなまちづくりの拠点とし、商業、業務及び住居などの都市機能の誘導と集積を図ることとなっております。しかし、南海側の意向は当初計画では非常に難しいと言われていたが、今まで当町が譲歩した経緯もあり、平成19年6月29日、南海電鉄と岬町が締結した協定書を遵守するよう今後も働きかけていこうと考えております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 南海側と協議をされたこともおおむねわかりました。本当にご苦労さまでした。今後は締結した協定書をもとに協議を重ねていただくことを求めて1点目は終わります。

次に、2点目の質問であります。この岬町庁舎、淡輪公民館、文化センターなどの旧の耐震基準が適用された時代に建築された公共施設が多くあります。また、その一部は災害発生時の避難施設として位置づけされております。現在、小学校の耐震化対策が優先され、厳しい町の財政状況からこうした公共施設の耐震化が進んでいないのが実情ではないかと思えます。このような状況を踏まえ、南海電鉄がみさき公園駅前において住宅や生活利便施設を整備する開発計画をしながら、この駅前開発計画の中に庁舎や公民館などの公共施設をあわせて整備する計画をし、この整備される公共施設を本町が買い取る、または賃貸することによって比較的安価に庁舎などの公共施設の整備が進むのではと考えますが、これに対する町の考えを伺いたい。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室、南康明君。

○南まちづくり戦略室長 先の都市整備部長の答弁では、事業者は公園駅前再開発について当初示していた開発計画図面はリセットの意向であり、開発は進んでいないとのことでありました。そのような中で、岬町第4次総合計画ではみさき公園駅前は鉄道における本町の玄関口であり、町内の各拠点などの連絡機能を担っており、今後はこの交通、建設機能を活用し、みさき公園周辺

を新交通拠点として位置づけ、新たな町の拠点として商業、業務及び住居などの都市機能の誘導と集積を図ると規定されております。みさき公園駅前再開発において公共施設等の整備については、今後事業が具体的に進んできた段階で事業計画及び事業の進捗にあわせて第4次総合計画に基づく公共施設の適正配置について検討し、事業者と協議することになると考えております。また、施設の整備手法につきましては事業者の計画にあわせて最善の方法を検討してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町の考え方は事業者の計画に合わせて検討していただけるようですので、よろしくをお願いします。2点目を終わります。

次に、3点目の質問となりますが、こうした南海電鉄のみさき公園駅前開発にあわせて庁舎などの公共施設をみさき公園駅前に整備する際に懸念されることがあります。それは昨年策定した第4次総合計画の基本計画に規定する町の将来構造に役場が立地し、海陸の交通結節と機能を持つ深日港周辺を行政、交流拠点と位置づけずとしております。一方、みさき公園駅前は新たな町の拠点として、商業、移住などの都市機能の誘導及び集積を図る新交流拠点として位置づけしております。こうした総合計画の内容から私が質問しておりますみさき公園駅前開発にあわせて庁舎などの公共施設を整備した場合、この総合計画の規定内容、一部修正が必要とも考えられます。これについて町の考え方を伺います。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南康明君。

○南まちづくり戦略室長 岬町第4次総合計画基本構想、町の将来構造の中で深日港周辺は役場が立地し、海陸の交通結節機能を持つ深日港周辺を行政交流拠点と位置づけております。また、みさき公園駅前は鉄道における本町の玄関口であり、町内の各拠点などとの連絡機能を担っており、今後はこの交通結節機能を活用し、みさき公園周辺を新交通拠点として位置づけ、新たな町の拠点として商業、業務及び住民などの都市機能の誘導と集積を図ると規定しております。本庁舎を仮にみさき公園駅前に移す場合は岬町第4次総合計画の一部を見直すこととなりますが、本町としては本庁舎などの公共施設の配置については第4次総合計画の規定に基づき配置してまいりたいと考えております。よって、岬町第4次総合計画の見直しは現在考えていない状況でございます。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町の考え方がちょっと何してるんですが、一応考え方がわかりました。3点目は終わります。

4点目は田代町長に質問をいたします。先ほどから担当部長に質問をしている老朽化、耐震等に対応ができない危険庁舎について考えているのか答弁を求めますが、私が知る限りでは庁舎の建設基金等の積み立てもなく、建設する財政状況ではありません。しかし、ないからと言っていつ来るかわからない東南海、南海地震等に対する危機管理の考え方を答弁いただきたい。本当に危険庁舎で勤務されている職員さんの安全を思えば、1日でも早くみさき公園駅前整備に合わせてPFI、民間資金等の活用による公共施設の整備による建設も可能であるが、今までの共存共栄の関係から田代町長の考えを答弁願います。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 まず、もとの南海駅前の開発等についての答弁を担当部長のほうからさせていただいて、これについてかいつまんでご説明を再度しておく必要があるかなとこのように思っております。約4回にわたって南海さんとの担当同士で会議を行った結果最終的には岬町との約束した、つまり協定書をした駅前開発等の中身も、いわば計画書については諸事情いろんな経済状況もあってリセットさせていただいた、つまり白紙に戻してほしいということだろうと思います。それにかわって今後岬町の事業でありますところの高齢者の介護とかいろんなあらゆる事業等についてそういった中での事業計画ができないのかどうかということ行政と岬町と一緒に計画をさせていただきたいという要請が新たにきておりますので、当初の都市公園の見直しに当たった内容とはほぼ大きく変わっておるかなとこのように理解をしていただきたい。その上に立って、今現在皆さん方にご迷惑をおかけいたしておりますけれども、固定資産税の問題等で南海さんのほうから訴訟を受け、さらに我が町としては納得いかないということから再度訴訟を持ち込んでおります。その中で判決が一旦出たんですけれども、さらに南海さんのほうから不服申し立てによる再度、再々度の訴訟というところで現在係争中でありまして。そういった中でこの中身については余り多く私のほうでは答弁を差し控えさせていただきたいとこのように思っております。

それで本論の庁舎耐震化等についてでございますが、確かにおっしゃるとおりこの庁舎については昭和40年に建設されております。そんな中でもう既に47年が経過をいたしておりますので、当然これは耐震化については非常に問題のある建物かなこのようには思っておりますけれども、まず先に子どもさんの安全確保のために各小学校の耐震化を現在進めております。これについては27年度中には耐震化全て完了するものという計画を持っておりますので、その実施が終わる予定までにはこの本庁の耐震診断を行ってまいりたいとこのように思っております。耐震化ができれば、先ほどの部長の答弁にもございましたとおり第4次総合計画の中で本町は町の中心であるこの現在地に位置づけておりますので、そんな中で今後耐震診断を受けた後必要性があ

れば耐震は財政の状況も加味しながら、今後延命措置、いわば耐震策を確保してまいりたいとこのように思っておりますので、確かに職員等の、またここで働いておられる方等の安全・安心のこともございますけれども、差し当たって各子どもさんへの安全・安心の対策が必要かなとこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長からみさき公園のほうは南海が今のこの経済ではとか、リセットと言いますけれども、議会としたら一応やっぱり前の町長からのあれで、協定を交わしているんですから、これをやらねばならんと私は思っておるんですけど、深日港も岬町の中心になりますので、町長のもし27年に耐震ができて、ここでやってもらえたらいいと思うんですけど、私はとりあえずそういう議会といたしましてどうしても言っておきたいということがあるので、もう一言だけちょっと言わせていただきます。

このみさき公園駅前については質問させていただきましたが、平成19年に今も言いましたが、締結した基本契約において約束しております。この駅前開発契約の一部に耐震性に不安がある庁舎、公民館などの公共施設を合わせて整備することが本町の活性化にとって必要不可欠であるという考えから言ったようなわけであります。それと昨年9月に議会から南海電鉄に対して駅前開発の要望を行い、南海電鉄から本町とこれまで以上に緊密な協議を行ってまいりますとの回答を得ておりますので、今後も南海電鉄と協議を重ね、駅前開発計画を着実に進めていただくことを要望して終わりたいんですけども、ちょっと待ってください、一応庁舎は難しいと言っているけれども、ほかの複合施設も考えるということで、これからもっと協議を重ねていきたいということでございます。町長、何でございませうか、終わろうと思たんですけど、どうぞ。

○田島乾正議長 ちょっと町長、申しわけない、質問者と答弁がかみ合っていないので、確認だけしておきます。先ほどリセットという横文字が出て白紙やということで、その答弁内容について質問者が理解しづらいと思います。ということで、白紙というのはこれは前町長が協定をして協定書を組んだ、それについて経済的な問題、リセット、白紙にしたいというような感じに聞こえたんですけど、それは違いますね。その点、ちょっと答弁でお願いしたいと思います。田代町長。

○田代町長 大変申しわけありません。リセット、一旦とめていただきたいということで白紙、私が白紙と言ったことに訂正させていただきたいと。それで、南海さんとの先ほども部長の答弁にもあったように24年3月1日、ことしの3月1日の会議の中では非常に厳しい、住宅開発については採算が合わないと、以前示した図面はリセットしてほしいという内容をはっきりと会議の中で南海さんから岬町にお願いが出ております。南海の社長としては駅前公園を何とかしなくて

はいけないという思いはあるかなとこのように伺われます。その中でなゼリセットということをおっしゃっているというのは、以前南海沿線を中心にマンション計画をやって建設したけれども、なかなかそれが余りいい結果が出てなかったということを踏まえた中で、今回はじっくりと町と協議をして進めたいという思いがあるということに、もう一度答弁をさせていただきます。

それから、本町を中心、深日港中心、または所在地であります本庁中心に今後、町のこれからの活性化、そういったまちづくりというのは私は考えていく必要があるかなと。と言いますのは、既に町はこのバランスを失っております。中心となるこの深日港がかなりの人口減少、町の衰退化、もちろんそうなる多奈川、孝子、こういったところもそうなんですけれども、そういった意味合いにおいてやはり町は同じバランスの状況の中で保っていく必要があるかなとこのようにも思っております。その中で、第4次総合計画の中で位置づけてしておりますのは本庁を深日港中心という形でうたっておりますので、そういった中で今後の庁舎についてはできれば延命策を考えて、場所の移転はこの付近どうなるかは別として、現状の形の中で耐震化が図れるものであれば図って、今後維持してまいりたいとこのような考えでございますので、ご理解を賜りたいとこのように思っております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長の言ってることはわかりました。先ほど今も言いましたが、やっぱり議会としては南海と話し合いがきょう初めて町長にこういうように聞きましたんで、議会議員としてはやっぱり約束は約束で、庁舎とかそれは別にして、駅前開発はせんかと、何にしているんかということで、駅前開発をせよということは議会から動いていくかもわかりませんが、その点町長、よろしくご理解していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○田島乾正議長 和田勝弘君の質問が終わりました。次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 議長のお許しを得ましたので、平成24年9月第3回定例会において一般質問をさせていただきます。

混迷する日本経済は今なお明るいきざしが見ることができませんが、我が岬町も厳しい財政状況の中で田代町長のもとで必死に頑張っておられる行政、議会の姿が伺われますが、これからの勝負のときであります。この大切な時期に田代丸はしっかりとかじを取っていかねばなりません。このような観点から大綱3点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、防災に強いまちづくりについてであります。過日のテレビや新聞にも大きく報道されている南海トラフ大地震、岬町はこのような大地震が襲ってきたら町は一体どうなるのでしょ

うか。庁舎の海拔も3メートル、こういうことではどうすることもできません。和歌山県串本町は50メートルの高台へ役所や病院を移転する計画を立てておられます。兵庫県淡路市では9メートルの津波が襲ってくるであろうと言われます。大阪湾も5メートルから7メートルの津波が到達するであろうと考えられております。このような心配される大地震に対応するためには、先ほど和田議員も質問されておりますが、私はまずその拠点であります庁舎の移転を考えていかねばならないと思います。みさき公園駅前の周辺の高台に庁舎を移転するという、私は考えについては和田議員と同じであります。特にそれに含めて耐震性の問題のある施設、また公民館もそうでございますけれども、学校施設以外にもほんとに問題のある施設が多うございます。そういうものを含めてみさき公園駅前周辺に移転をしてはどうかという思いがいたしております。もちろん南海さんに駅前再開発の中で依存をし、その中で庁舎ということも、またいろんな設備、公共施設ということも考えられますけれども、私は国道26号線を挟んで山側の夕野池を含めたあの一带に町としての総合計画を立てていく必要があると思っておりますが、町のお考えをまずお聞きいたしたいと思っております。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 防災に強いまちづくりについて、今後のあるべき行政の他の公共施設等の今後の考え方についてのご質問だろうと思っております。おっしゃるとおりこの本町におきましては海拔が非常に低うございまして、いざ南海トラフ、東南海地震が起きた場合には非常に危険な状況にあるかなということは議員ご指摘のとおりだと私もそう思っております。そんな中でできれば本庁も高台へ持っていくことが必要だということが私も認識いたしておりますけれども、先ほど和田議員の質問にもお答えさせていただいたとおり財政難、また先にやらなければならない耐震化の問題等もありますので、本庁については今しばらく検討という形でご理解を賜りたいと思っております。

それから、既に公共施設、いろんなご指摘のとおり淡輪公民館とかそういった文化センター、さらにはピアッツァ5そういったところも非常に年数がたってきて老朽化いたしております。そんなところの取り組みについても今後財政状況を踏まえながら随時検討してまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長としてその認識はしているということでございますが、私はみさき公園駅前と言えども、今地価の評価も大変低い、この時点でやはり将来計画をしっかりと見すえて立てていく必要があるのではないかと。特に、私は夕野池の活用も大きな資産価値があると思っております。

そういうものも含めてあの一角にまちづくりを、南海に頼るのも大事ですけども、町独自でぜひともこれは町として考えていただきたい、これを要望しておきたいと思います。

次に、同じように防災でございませうけれども、私、常々町内を車で走っておりましたも気になるのは淡輪地区、深日地区、多奈川地区、どこの地区を通りましても、いわゆる避難用のできる道路がない。特に、淡輪の漁港周辺なんかはほんとにここも2メートルぐらいのところしかございませう。そういう意味で、町のほうで以前に申されておりました第二阪和国道の淡輪インターから長松海岸へ道路を抜きたいというようなこともちょっと聞いたことがありますが、その辺のお考えをまず聞かせていただきたいのと、それと深日地区においては、大阪ゴルフ場に近いところはそちらには逃げることも可能かもわかりませうけれども、深日港に近いところ、漁港周辺、この辺が大変心配であります。ですから、大川の活用をやってはどうかなど。ここ2年ほどかけて、川の堤防のかさ上げもされました。私はその上に鉄骨でもいいと思います、避難用の専用の道を国道まで持って行っていいんところがうかな。車を通さないで人間が歩くような道であれば、さほど費用もかからないでできるのではないかなと思います、その2点について町のお考えをお示しいただきたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 道工議員ご質問のまず淡輪地区における、淡輪ランプを含めた南北の幹線道路の整備につきましては第4次総合計画の中に仮称、海岸連絡線として整備を計画しております。先ほどご指摘のありましたように、番川が下流からみさき公園にかけての区域は標高が低うございませう。また、津波が発生した際には速やかな避難が求められております。そのため、ちょうど畑山線から淡輪ランプ方向への道路を整備することで、今後建設される道の駅等に速やかな避難が可能となります。しかしながら、道路整備に際しては用地買収費、工事費等で多大な費用がかかるため補助金採択を受けて整備を行いたいと考えております。現在、この整備に対して補助金採択を受けるべく大阪府と協議を進めております。この協議の進捗を見すえ、調査設計を進めたいと考えております。また、この道路設計につきましては既存の南海の踏切並びに赤江農道との関連等課題がございませうので、調査設計時に十分検討をしていきたいと考えております。

次に、深日漁港周辺地区から南北の幹線道路についてですが、議員ご提案の大川の川の上に今の話では道路を設置すると。車は無理でも、歩道はどうかということでございませう。まず、これはかなり難しいんではないかと考えております。現在、車は対向が難しいんですけども、右岸側につきましては道路は一応整備されております。左岸についてはかなり狭いところもありますが、人が避難することは可能となっております。まず、この問題点というのは河川管理者が大阪

府であるという1点があります。また、現在大阪府が策定中の大川の河川計画ではオープン通路として計画されています。特に、先ほど言われましたように大川の下流400メートル区間につきましては高潮対策区間ということで、ほとんど現在の河川幅の中で改修を進めているからでございます。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、淡輪ランプからちょうど畑山線までの計画、これも私も承知いたしておりますけれども、そこからもう少し長松海岸まで抜くということも大事ではないかなと思います。その辺の見直しもぜひともやっていただきたい。それから、深日の漁港から大川を利用しての、今、部長の話では400メートルの感じでは高潮対策として整備をされていると。私は暗渠にするのではなくて、上に鉄骨で枠を組んで、そして人間がどこからでも道に上がっていける、そういうものをやっぱりしておかないと、横の道ではまず津波には対応できない。河川からあふれるまでもなく、海岸線から押してくるであろう津波対策として、これは無理ではないかなと思います。ですから、ぜひともこの辺も、もちろん財政事情もわかりますから、すぐにと行きませんが、住民はほんとに安心して安全に生活できるまちづくりというものをしっかりと考えていただきたい。金がないからできないと言うんではなしに、いかに補助をいただいて町の持ち出しを少なくやっていくか、防災用の道路であれば、私は十分今の町の財政でもやっていけると思います。その点をぜひとも早急に取り組んでいただきたい。これは一つ要望をしておきたいと思います。

それから、次に2点目につきましてお伺いしたいと思います。遊休財産についてでございます。町内には各所に町として今後とも活用することのない遊休財産が数多くありますが、財政の厳しい折、利用目的のない遊休財産を一日も早く処分するお考えがあるのかないのかお伺いをいたしたいと思います。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 遊休財産についてでございますけれども、まず財産の種類等でございます。地方自治法にその定めがございます、公有財産の範囲と種類が定められております。そして、この公有財産を公用また公共用に供する行政財産とそれ以外の財産を普通財産に分類するとなっております。また、岬町の財務規則におきましても行政財産、あるいは普通の区分に従いまして、財産台帳を備えて記録し、常に財産の状況を明らかにしなければならないと規定されております。こうした規定を踏まえまして、本町のまず財産台帳の整備状況でございますけれども、この財産の全ての行政並びに普通財産についての所在、地目、地積などの把握を終えまして、本年度におきましてはこの財産台帳に価格を算出いたしまして、それを登載し、そして今年度中に整備を終

えることといたしております。この財産台帳に参考でございますけれども、登録予定の普通財産の件数でございます。普通財産につきましては財産区名義とか、里道・水路などの法定外公共物を除きまして、件数につきましては現在232筆、面積については20万6,702平米を予定しているところでございます。この普通財産の内訳でございますけれども、まず一番多いのがため池、堤等の65筆で、面積にして11万4,096平米で、約55%を占めております。次に山林でございます、61筆、面積にしまして5万6,141平米で、約27%を占めております。また、今ご質問ありました処分可能な普通財産と考えられます宅地とか雑種地につきましては69筆、面積にしまして2万4,586平米で、約12%の比率となっているところでございます。このような財産台帳の整備とあわせまして、各普通財産、町有地である旨の看板の設置が必要であろうと、また考えております。また、ごみの不法投棄や無断耕作を防止するためのネットフェンスの設置などにつきまして順次予定していきたいと考えております。こうした対応と除草作業等を定期的に行いまして、このような適正な財産管理につながる日常的な事務作業を続けることによりまして、今後普通財産の売却や貸し付けなどの必要が生じた際には直ちに対応できる財産管理を目指したいと考えております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 いわゆる遊休財産につきましては、私は以前にも何回もこの件についても質問をさせていただいておりますけれども、今、普通財産の中でいわゆる処分可能な69筆、2万4,586平米、全体の12%あるんだということでございますが、私がずっと町内を回らせていただいておりますと、町有地で勝手に住民の方が畑をつくっておられる、車を置いている、こういうところがたくさんございます。以前にも青葉台への地域で法的な係争をした件もございました。こういった今なお不法に所有財産を使っておられる件数がどのぐらいあるのか、調査されているのかお伺いをいたしたいと思っております。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 遊休地となっております土地の大部分は普通財産でございますので、普通財産については行政財産と異なりまして、個人が所有する財産と全く変わりはありません。それによって貸し付けとか交換、譲渡等ができることでございます。しかし、この普通財産の所有する際には税金を使いまして取得しております。ですので、住民の負担を形を変えたものが普通財産と考えることができますので、普通財産と言えどもこういう規制を優先いたしまして、この財産の適正化を図ってまいりたいところでございます。このような状況でございますけれども、今現在の状況につきましては管理状況、一部の財産におきましては管理が行き届かず不法占拠や占有

されている財産があることは承知しているところでございます。まずその一例といたしまして、庁舎の上にある通称、坊の山、これ町有地でございますけれども、普通財産区分されております。この土地の面積につきましては3万2,600平米で、地目は山林でございます。しかし、この状況につきましては、まず管理の状況でございますけれども、これは周辺地主の協力によりまして、平成5年に地積更正手続きを行いまして、面積が3万2,600平米という形で更正されたところでございます。その後、地積の更正が終わりました後この土地に耕作されている方々に対する手続についてはまだ残っていると承知しているところでございます。これらの方々についての実態調査についても今後行う予定でございますけれども、聞き及んだところによりますと、この耕作者の中には過去からやむを得ない要因により耕作に至っているという方もあると聞いておりますので、しかし今、普通財産と言えども公益性を優先する必要がございますので、適正な維持管理を行う必要があると考えておりますので、こういう弁護士等の専門家のご意見をお伺いしながら、普通財産の適正化について努めてまいりたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 せっかく活用できるいわゆる一般住民の方々に払い下げもできるそういうところもあるんですから、ぜひとも効果的な対策を採っていただきたい。個々にどこがどうのと申し上げませんが、町が仮に公募をして売却を進める、そういうときに不法占拠されている方はまたもやそこにへばりついてしまって、退去させることができない、今までにもそういう経験もされているんですから、この辺しっかりとやっていただきたい。そうしませんと、なかなかこういった遊休財産の処分等もできないと思います。その点をつよく要望をしておきたいと思います。

次に、3点目の町長がことしも実施されましたタウンミーティング効果とその問題点についてお伺いたします。町長としてタウンミーティングの効果をどのように感じられているのか、まず町長のご感想をお伺いしたいと思います。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 タウンミーティングについてはこれはもう私も町民の皆さん方にお約束したとおり、役場の情報をできるだけ皆さん方に開示をしていこうと、情報提供していこうということでスタートいたしましたタウンミーティングでございます。タウンミーティングの効果というのはどのようにあらわれているかということについては、私としてはこの場でお答えできるかどうかというのは少しあれなんですけれども、ただタウンミーティングをやることによって住民の皆さん方が全く知らなかった役場の状況というのをお示しできたということで、非常に私はその点は喜んでもらっているかなと思っております。それで、夏、7月から8月にかけてですので、暑い時期

でございましたので、住民の皆さん方にも、また土曜、日曜であればいいんですけど、平日の場合もありまして、ご足労かけた思いがあって、大変ご迷惑をかけたかなとこのように思っております。その中で、タウンミーティングはやはりやることによって住民の意見が直接私のほうへ投げかけていただけている。つまり小さな問題から、また岬町の重要課題まであらゆる問題の質問がございましたし、私どもは幹部職員が自分たちの立場をしっかりと答弁をしていただく機会もありました。できるだけ私が住民の質問に答えるようにしておりますけれども、細かい内容、数字等についてはどうしても担当部長また関係者が答えていたかなとこのように思っております。ですから、3回にわたった中での今回の私の思いと言うんですか、住民とのタウンミーティングをやった思いというのはやはりこれをもう少し細かくやれたらなと思っておりますが、日時が決められております関係上、どうしても無理なところがありますけれども、住民の皆さんが私どもの集会所またはその他のところでやっていただきたいということがあればそういった計画、町政報告といったことも必要かなと思っておるのが私の感じた思いであります。その中で、また逆に私が知らなかった部分がたくさんございます。財産区の問題でも不法占拠等の問題とか、そういった問題についても事実関係を明らかにするために非常にいいご意見をいただいたかなと思っております。それから、財政が非常に厳しいということを申し上げておきました。これがなぜ厳しい、どのように財政がしんどいのかということのご質問もあって、担当のほうがつぶさに説明をしましたところ、理解をいただいたという思いがあって、これは一遍通りの広報だけでご理解ができるかと言ったらなかなか難しい。そういったことはやはり直接集会の場で我々の意見、また我々の考え方、また住民の意見というものをお互いに交換をしながら、そして住民との官民共同のまちづくりを進めていくのには一番タウンミーティングというのはよかったかなとこのように思っておりますので、今後ともさらにこのタウンミーティングは続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。ちょっと申し足りませんが、議会の皆さん方の意見も出ておりましたけれども、私がそれについて答弁をしなかったのはあくまで議会としてのこれは考え方であって、議会の定数の問題、いろんなそこへ参加してないじゃないかというご意見もありましたけれども、決してそれは議会問題で、議員の個々の問題であって、それで我々としてはあくまで住民に対して行政の考え方をお示する取り組み方をお示するというこのみでありますので、私もその場面では答えなかったと理解していただければいいかなとこのように思います。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 私が思うに中身的にはいいと思います。ですから、住民の方々もほんとうによく理

解されて、あーこうだったんかというような意見も聞かれました。ただ多くの方々から意見を聞きましたのは、なんでこんなに職員を連れてこないかんのなど、町長と助役と教育長だけでやったら全部行けるとちがうんか、こういう意見も聞きました。この点について、私は確かに3名おれば十分できるとちがうかな、そこで対応できないことは持って帰っていただいて、またその方にご報告いただく、これで事足りるではないかなというようにも思います。ただもう一つ心配するのはいろんな住民から出てきております要望事項がございます。この辺をほんとに直に聞いて、まして部長あたりからどんどん出てきてる、そういうものを全て対応できるかどうか、そこら辺もちょっとこのタウンミーティングの良さと相反する部分も出てきてるとちがうんかなという思いは私はしています。それで、今いみじくも、町長言ってくれましたが、私はこのことについてもお伺いしようと思っておったんですが、あるタウンミーティングの会場では地元の議員、出てきてないやないかと。こんなんでもいいんかいと。住民の意見をもっと聞かなあかんやないかと。こういう意見が厳しくありました。私もそれはおっしゃる意味は十分わかりますが、議会議員がそこに出て、どうのこうのと言う問題よりか、私は住民からどんな意見が出るんかなということを見させてもらうために淡輪地区は全部行かせてもらいました。ただ住民にすれば議員が出てきて当たり前やないかと、これではいかんと思います。ですから、町長、今答弁しなかったということですが、それをはっきりとやっぱり答弁してほしかった。議員には要請していませんとか。何かその会場に来られてない議員もそれぞれの理由で来られてないという方があったわけですから、それは少しフォローしてほしかったな、議員だけが責められるんではちょっと不公平と違うんかなという思いはいたしました。その点一つ、今後の問題としてお考えをいただきたい。なかなか住民の方々の意見というのはシビアですから、いろんなことを申されております。ですから、行政が対応できる部分、できない部分、しっかりと処理していただいて、できないものはできないということをはっきりとご答弁していただかなかつたら、中途半端に答えを出しますとそれに期待する面が出てまいります。その点、強く要望しておきたいと思います。私の一般質問終わります。

○田島乾正議長 道工晴久君の質問が終わりました。次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご指名いただきました田島議長、ありがとうございます。6月議会に引き続き本日も元気よく一般質問をさせていただこうと思っております。

今回の質問の内容ですが、教育委員会についての質問になります。私は今年の9月議会でも同じく教育委員会に向けて質問をしております、一つ、子どもの学力向上のために取り組んでいること、二つ目、学級崩壊について、三つ目、施設使用料についての3点を質問をしております。

どの回答も現状、一生懸命取り組んでいただいているなどといった内容の回答を得て、教育委員会の仕事ぶりを心強く思ったのを記憶しております。今回は一つの事象についてと、また懸案事項として残っていたことについて確認させていただきます。

さて、このところほぼ毎日新聞紙上を賑わせているニュースがあります。それはいじめ問題です。今朝の朝日新聞の天声人語もこの内容でした。発端となる滋賀県の大津市教育委員会の話題で、いじめにより一人の命が亡くなったこと、それに対応する教育委員会のごたごたがあったこと、また警察が動くことで現役中学生の大半が事情聴取を受けたとの報道もあり、子どもたちにとって心に大きな負担をかけていることは間違いないと思います。あくまでよそごとと言ってもらえないのがいじめ問題であり、多くの方々が注目している点だと感じています。そこで確認なのですが、ずばり岬町でいじめはあるのかないのかという点と、あるならばどのような対応をされているのかどうか、学校現場の取り組みがあるならば、その取り組みを含めてご回答いただきたいと思います。お願いします。

○田島乾正議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 岬町における本年度の小中学校におけるいじめの認知件数はゼロ件であります。過去3年間を見ても、年に1件ないし2件いじめを認知しております。しかし、深刻な事態には至らなかったというのが実情でございます。取り組みなんですけれども、岬町教育委員会が定めております今年度、平成24年度の学校教育方針の内容の一部を少し説明させていただきます。いじめ問題を初めとする生徒指導上の諸問題の解決を図り、児童生徒を健全に育成するため一貫性のある指導を行う校内体制を構築するとともに、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、状況に応じて毅然とした指導やきめ細かな指導を行うこととしております。また、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを十分に認識しまして、児童生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童生徒みずからでいじめを乗り越える力を引き出すことと、集団づくりに努めるとしております。具体には大阪府教育委員会のいじめ防止指針に基づきまして、日常より子ども理解に努めるとともに、アンケート調査を複数回実施した上で、個別面談等により子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受けとめられるよう各校における教育相談体制を充実し、また相談窓口の周知を図ることとしております。大津市の事案を受けまして、岬町教育委員会から各学校長へ以上の岬町の学校教育方針を踏まえてきめ細かな対応をすること、また相談機関を児童生徒や、また保護者へ周知することの徹底などを通知しております。また、過日開催いたしました教育委員会の定例会議では深刻ないじめ問題を防止するために教師と子どもとのコミュニケーションの機会をふやす、また子どもをよく観察して、その上で教育委員会で情

報を共有するなどの意見もいただいたところでございます。8月2日には大阪府の教育委員会におきまして、文部科学省の緊急調査や児童生徒への指導についての緊急連絡会が開催されました。この中でアンケートを活用した実態把握を年に複数回以上実施すること、また、いじめ対応プログラムを活用することなどが通知されたところであります。翌日の8月3日には岬町におきまして、臨時の校長会を開催いたしまして、以上の経過等を報告し再確認するとともに、各校におけるいじめ問題への最近の具体的な取り組みにつきまして各校で実際に行っております指導の実態、また実際に活用しました資料、チェックリストなどについて報告をさせまして、その上で各校長間、また、教育委員会事務局と情報の共有と意見交換をしてきたところでございます。今後ともいじめ事案へは主体的、積極的かつ真摯な対応を基本にいじめを許さない学校づくりを推進し、全ての子どもが安心して学べる学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの回答では岬町の学校にはいじめはないとのことでした。それに向けていろいろな取り組みもあるのをお聞きして大変心強く思ったのではありますが、このいじめというのは小さい子と言うんですか、小学校の低学年や中学年程度では担任の先生等も気づきやすいのですが、やはり高学年になったり、ましてや中学生にもなると手口が巧妙化と言うんですか、わかりにくくなって発見がおくれることも懸念されます。岬町には各小学校、中学校にPTA組織、立派なものがございます。また、各小学校に配置されてます地域安全センター、これは犯罪から防止するといったものですけれども、人生の先輩でもあり、いろいろな経験を持たれている方々がいろいろ出入りされておられるようなので、志の高いおじちゃん、おばちゃんたちももっと利用して、学校の先生も含めて連携して早期発見、未然防止に努めていただきたいと思います。

次の質問です。学習レベルを上げるために取り組んでいることについてお聞きします。これについては昨年もお聞きしました。とてもよい四つの取り組みをお聞きしましたが、その取り組みをまだ続けておられるのかどうか、また内容を充実させているのかどうか、それと新しい取り組みがあるのかどうか、ご回答願いたく思います。

○田島乾正議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 岬町教育委員会におきましては、今年度の重点目標の一つとして確かな学力を培う教育の推進を掲げ、各小学校において基礎的、基本的な知識、技能とそれらを活用して問題解決を図るための思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を身につけさせ、確かな学力を確立するための取り組みを進めているところでございます。

昨年の答弁に重なるかと思いますが、確認の意味も込めましてお答えをさせていただきます。その取り組みの一つとしましては、通常の授業におきましては加配教員を活用しまして、児童生徒の習熟の程度に応じて指導する少人数、習熟度別指導を各小・中学校で行いまして、きめ細かな指導を実施しております。二つ目は授業研究としまして、それぞれの教員がお互いの授業を参観する校内研修を実施することによりまして、授業の改善及び教員の指導力、授業力の向上を図っているところでございます。3点目ですが、地域と連携した取り組みとしまして、地域教育ボランティアさんによる読み聞かせ活動を初めとしまして、例えば読書の時間の確保を行うなど学習指導要領において重視されている言語活動の充実を図るなどの取り組みを行っているところでございます。それと、家庭学習を支援する取り組みとしまして、各小学校では学生ボランティアさんの協力もいただきながら放課後学習の取り組みを進めております。それと、岬中学校ではみさきドラセンと称しまして、土曜日の午前8時30分から10時までと、それと水曜日の午後6時から7時30分まで、保護者、それから地域の方々、また学生に参加していただきまして、生徒に、学習の内容なんですけれども、まず学習の仕方、学習方法を教えていただくなどの取り組みを進めているところでございます。今年度からの新たな取り組みとしまして、中学校において今年度から新学習指導要領が完全実施されたということの一つの契機といたしまして、基礎、基本の学力のさらなる定着を図るために下校時刻を10分間おくらせまして、毎日下校前に10分間のプリント学習を実施することとしております。あわせて、教員の授業力向上にも継続して取り組んでいるところでございます。夏休みが終わったところなんですけれども、こういう夏季やまた冬季の休業の時期には各教員を研修に派遣しまして、地区別あるいは校種別、教科領域別の授業改善に向けましたワーキング作業に参加させる。また、大阪府教育センターで行われております各種の研究フォーラムやICT活用の研修等に参加させておるところでございます。今後とも学力向上のための取り組みの効果検証も行いながら、子どもたちの学習意欲の向上を図り、わかる喜びを実感できる授業を実施していきたいと考えております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私は教育のほうで取り組んでいただいて学力向上がもたらす影響、個人の将来だけではなく今後の岬町の発展にも大きく左右するものではないかと思っております。少しでも、例え1点でもテストでよい点を採れるように最後まで諦めない雰囲気を学校内でつくっていただきたく願っております。

また、一言つけ加えさせていただきたいのですが、教育について教員のことでございますが、この1年間に岬中学校教諭の不祥事がございました。岬町にとって非常にマイナスだと感じてお

ります。個人の趣味や性格についてはわかりませんでしたでは世間では通用しないと思っております。一旦お盆から水がこぼれたら、もうお盆には戻ってこないということもございますので、人事についても一步踏み出した政策を取っていただきたいと思っております。これにつきまして は答弁は人事の件ですので、不要でございます。

次に、生涯学習についてお聞きいたします。昨年から1年間で生涯学習課の移転も含め、管理部門はとてもよい仕組みになったなど感じてます。しかしながら、昨年度も申しましたが、スポーツをする場所の施設使用料について早く見直してくださいと申し上げていますが、いまだなされてないのが現状です。町民体育館の大規模改修の工事も今行っていており、完成後の使用に関しては値上げされるのではないかという心配もありますが、この際に学校などを含めた各施設において使用に関して、使用方法や料金、減免制度を見直すということを約束していただけないでしょうか。答弁をお願いします。

○田島乾正議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 昨年9月議会で竹原議員からはスポーツに係る費用につきまして一般質問をしていただきました。使用料につきましてはおおむね利用者の方々にはご理解をいただいておりますのではないかと、また総合的に見て妥当な数字であるのではないかとこの見解を述べさせていただき、またあわせて今後は利用者や関係団体の意見を聞きながら施設や申請手続の改善等を図り、また誰もが利用しやすいスポーツ環境の整備に努めるという旨の答弁をさせていただいたところでございます。

その後の進捗状況についてまず報告をさせていただきます。施設整備につきましては、ご指摘がありましたように現在町民体育館の耐震補強、それと床の改修、照明の取りかえ、さらにはバリアフリー化など、トイレ改修やスロープの設置など大規模な施設改善工事を現在施工中でございます。また、淡輪青少年運動広場の地盤補強を行い、またトイレの洋式化にも取り組みました。灰吹池運動広場では防球ネットの補修、トイレ改修などを実施しております。それと、申請手続につきましてであります。今年度から申請様式を簡素化しまして、またファクスや電子メールでの申請も受け付けるということで改善をしたところでございます。また、生涯学習課職員の勤務形態の見直しによりまして、土曜日、日曜日にもさまざまな申請を受け付けるということにいたしましたところでございます。そういう改善には取り組んでおるところでございますが、議員ご指摘のとおり町民体育館のリニューアルなど本町のスポーツ施設の状況は当然変わってまいります。この状況の変化にあわせてランニングコストに充当する使用料のあり方も検討課題となってまいります。つきましては、まず施設を利用される団体等の意見をお聞きしたいと考えております。その

上で、他市町の状況も踏まえ本町の施策の方針や、また財政状況なども勘案しながら総合的な視点から施設使用料の検討をしたいと考えております。全ての施設の使用団体に一堂に会していただくというのはなかなか困難な面もありますので、社会教育委員の意見をお聞きして、またスポーツ関連の団体の代表者にも参加していただけるような新たな協議の場をつくるなど、協議の手法等についてもあわせて検討していきたいと考えております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 検討という言葉ですが、とても前向きな検討ということで評価させていただきます。この件に関しては平成20年度から施設使用料有料化ということにされておりますので、今年度が終了すると丸5年になります。当初の説明では数年で見直しますとのことでしたので、来年度から新体系になるように意見集約をするようにしていただければと思います。つけ加えておきますと、私自身は何もお金を減らせ、使用料を減らせと言ったほうだけを求めているのではありません。受益者負担との考えの中で何が公平だという議論をしてもらいたいというのが意図ですので、その点ご理解願います。

次に、最後の質問になります。テーマは町内で活動されているいろいろな団体においてもっと活性化できるいい知恵はないだろうかということです。文化活動、スポーツ活動においてもそうですが、岬町には積極的にいろいろなことにかかわってくれる中高年がとても多いと感じております。特に定年退職を迎えた世代やその前後の世代はまだまだ活躍してもらわなくてはならないと思っております。そこで質問なのですが、生涯学習課が所管している団体の活動状況は現状ではどのように把握されておられるのか、まず答弁お願いいたします。

○田島乾正議長 教育次長、古谷清君。

○古谷教育次長 昨年の9月定例会における竹原議員の一般質問の中で、子どもから高齢者までを対象にできるだけスポーツに目を向け、また文化活動にも力を入れるようにとのご要望をいただいたところでございます。生涯学習課で所管しております団体はそれぞれご指摘のとおりかなり活発に活動されております。また、相互に連携を取りながら町の行事にも積極的に参加、協力をいただいております。住民の参画による協働のまちづくりに大いに貢献していただいていると認識しております。頼もしいパートナーであると考えております。

まず、スポーツ関連関係団体では体育協会には13団体、会員465人、スポーツ少年団は14団体、団員287人、指導者70人が所属されまして、日々練習に励み、またスポーツ大会を実施し、また参加されているところでございます。総合型地域スポーツクラブ、岬たこクラブですが、7クラブ、子どもから高齢者までの会員が約120名で活動されておまして、年間を通

じて多彩な体験教室やイベント、交流会を開催されておられるところです。また、単独の団体でも毎日のように数十名の方がグラウンドゴルフを楽しまれておられます。子ども会育成連絡協議会には会員43人、育成者24人が所属されまして、レクリエーション活動などを展開されております。文化協会には28団体、419人の会員が所属され、文化祭の開催や発表会、作品展、講座イベントなどの文化活動をされておられます。今年度からはマリンロッジ海風館を活動拠点と位置づけられまして、海風館と連携した作品展や演奏会などの取り組みも始められたと聞き及んでいるところでございます。淡輪公民館では27クラブ、約340人が活動されておりまして、練習の成果を公民館祭りなどで発表されておられます。岬の歴史館におきましてはサポーター、約40人の方に文化や歴史の研究、講座の開催、史跡清掃など自主的な活動をしていただいております。文化センター、青少年センターでは講習授業としまして、7教室が開催されまして、約180人が講習を受け、9つのサークルで約100人が練習されております。教育委員会としましては今後も第4次岬町総合計画に掲げられております施策の方向を踏まえまして、生涯にわたって楽しく学べる活動の場や機会の提供、またスポーツ団体の連携を図り、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 次長の答弁がいつ終わるのかというぐらい多くの方々がかかわられておられます。人口の割にはかなり比率が高いと思います。それでもまださらにまだまだ比率を高くしていきたいと自分は考えておりますが、何か妙案ございましたら、発表していただけたらと思います。

○田島乾正議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 本町のこの豊かな自然環境なり、また地域の特性を生かしながら、またさらに進捗するであろう少子高齢化にも対応できる新しい枠組みなり、取り組みが必要かなと考えているところでございます。今年度はポールを持って歩く新しいスポーツで、健康づくりにも効果があると言われておりますノルディック・ウォークの推進を図ってきております。保健センターや高齢福祉課、さらにはスポーツ観光の視点から産業振興課とも連携した教育行政の枠組みを一步踏み出した新しい取り組みと考えております。来たる9月30日に開催されます健康長寿祭りにおきましてもこのノルディック・ウォークの体験コーナーを岬町スポーツ推進委員協議会、また岬たこクラブのご協力も得て運営することとしております。今後も住民や関係協力団体との連携をさらに深めまして、ともに知恵をひねり、また工夫を凝らしながら生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大変心強く思います。今の答弁の中で一番いいなと感じましたのは教育行政から一步踏み出した新しい取り組みというところで、とりわけ保健センターや高齢福祉課、産業振興課まで連携したというところを評価したいと思います。

少し話がそれるのですが、私には一つの考えがございます。それは岬町に元気な高齢者が多いことをそれ自体を町の売り物にできないかということです。日本全体が高齢社会に向かう中、我が岬町がモデルケースになれるのではないかと真剣に考えたいです。先ほどの答弁のとおり各課が垣根を低くして町行政全体で、また住民も巻き込んで盛り上げていきたいという意味のことを言ってくれたことは私の考えと全く方向を同じくしています。健康でいきいきとした高齢者の多い町は岬町の財産になり得ます。データの的にも高齢化率が府下一番か二番ということも売りにしようではありませんか。そのためにも現状で活躍されている各団体においてさらなる活性化をできるようさまざまな面で後押しをお願いします。このテーマについて、今後私自身議員活動の根幹にしていこうとも思っております。町内の取り組みをあらゆる手段でアピールしていければと思っています。

最後に一言だけ言わせていただきます。昨年、今年と9月に教育関係で質問させていただいていますので、恐らく来年の9月の議会でも同様の質問をすることになると思います。教育委員会については教育長中心としてさらなる取り組みをじっくりと取り組んでいただき、私もじっくりと見させていただこうと思っております。少しプレッシャーをかけまして、私の質問を終了します。ありがとうございました。

○田島乾正議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

お諮りします。時間的にお昼が迫ってるんですけども、次は奥野 学君の質問になってますが、このまま続行をして、ご質問を続行してよろしいか、皆さん、異議ございませんか。

(「休憩」の声あり)

○田島乾正議長 休憩の動議が出ましたので、暫時休憩したいと思います。

再開は1時からとします。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず1点目の質問は第70回2015紀の国和歌山国民体育大会が平成27年9月26日から10月6日までの10日間、和歌山県下で開催予定されています。我が岬町の第二阪和国道もその和歌山国体開催に向けて鋭意進行いただいているところであります。この第二阪和国道が和歌山市まで全線供用されますと交通渋滞は全くなり、人、物の流れが今までとは全く変わってしまうことは当然のことです。そこで、今回の和歌山国体が開催されるにつけて岬町の活性化の一助にするための提案をさせていただきたいと思っております。7月23日に大会実行委員会より和歌山県下での競技別開催会場地が発表されました。和歌山市では陸上、水泳、テニス、セーリン、柔道、紀の川市ではサッカー、ソフトボール、かつらぎ町内では少年男子のゴルフなどが予定されています。そこで、私は近隣市町で開催される競技の競技前までの調整練習用に多奈川土採跡地内の多目的公園スポーツ施設、ピアッツァ5のプール、淡輪海洋センターなどの遠方より来られる選手の方々に使用いただき、また町内で宿泊をしていただくことが活性化の一助になると考えます。そして、大会実行委員会への働きかけが必要と考えますが、担当部長の見解をお聞きいたしたいと思っております。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 和歌山国民体育大会への開催の関係で、現在和歌山県や和歌山市から国体の練習のための施設使用について協力要請がきていません。なお、お隣の和歌山市での競技は水泳、テニス、体操、バスケットボール、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、相撲、フェンシング、柔道、ライフル射撃、高等学校野球の硬式野球などの多彩な競技が行われるとインターネットで確認をしております。つきましては、今後和歌山県や和歌山市から協力要請があれば、町の活性化のため関係機関に積極的に働きかけ、協力してまいりたいと考えています。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの南室長からの答弁からによりますと、関係市、県からの要請があればまた協力するというご答弁でございましたけれども、やはりこういうことは待っているのではなくして、積極的にこちらから働きかけ、少しでも岬町に来ていただくことが必要であると私は考えますので、再検討を要望する次第であります。答弁は結構でございます。

続いて、次の質問に移ります。平成23年度主要施策、成果説明書の中に記述されているとおり第二次集中改革プランの初年度である平成23年度の本町の一般会計決算は引き続き黒字決算とはいえ、実質、歳入においては固定資産税の超過課税による臨時的な財源措置、歳出においては人件費、退職手当の分割支給、そして議会、行政の皆様方の給与のカットの協力などにより黒

字決算となっています。そして、平成23年度中の余剰金より財政調整基金として2億78万円が積み立てられていますが、これは現在南海電鉄との訴訟中の返還金としてのものであります。このような財政状況を踏まえ、平成23年度中の第二次集中改革プランにおいて質問させていただきます。平成23年度における改革効果額は目標効果額に対し89%の達成率、対予算達成率は98%になると説明されていますが、11%の未達成部分はどのような原因によるものなのかご答弁をお願いいたします。

○田島乾正議長 白井部長。

○白井財政改革部長 平成23年度の行財政改革プランに掲げます目標効果額に対する決算見込み効果額の割合、すなわち改革の達成度は平成23年度決算の確定を踏まえ、決算の段階でありませんが、約90%を超える見込みとなっております。しかし、ここでは本年3月の行財政改革委員会においてご説明いたしました改革効果額等の数値をもとに、その要因を説明させていただきます。

まず、改革プランに掲げる目標改革効果額は普通会計ベースで3億1,910万円に對しまして、決算見込み効果額は2億8,500万円となり、議員ご指摘のとおり改革の達成率は約89%となっております。この改革目標効果額と決算見込み効果額との差額3,410万円、率にしまして約11%の改良を生じた要因といたしましては、まず施設の管理運営の見直しの区分では健康ふれあいセンターの運営について昨年4月から改革の見込みを実施する予定でございましたが、その改革が8月にずれたことによりまして、その効果額に差額が出たところでございます。また、未収債権の徴収率の向上の区分では、この改革効果額の算出におきましては平成21年度徴収率と平成23年度徴収率と差し引きした徴収率の差に平成23年度の滞納の徴税額を乗じて効果額を算出しております。しかし、町税などの徴収率は昨年と比べまして向上しておりますが、改革プランに掲げます目標徴収率に達しなかったことにより差額が生じたことも要因でございます。そして、23年度に予定しておりました下水道使用料及び漁業集落排水事業使用料の改定につきましてはまず未収債権の回収を優先する方針からこの改定を見送ったことによる差額及び遊休土地の処分につきましても、最近の地価の下落を反映いたしまして、売却予定件数が減少したこちらの差額が生じたことが主な要因でございます。以上がこの23年度の決算見込みにおきまして、目標改革効果額に達しなかった要因と考えていたところでございます。なお、今後も引き続きましてプランに盛り込まれました目標効果額達成すべく職員一丸となって取り組んでまいります。改革推進には本町の意向だけで進めることができるものではなく、特に住民の皆様方の生活に直接影響を及ぼすものや、厳しい社会経済状況を踏まえた住民負担のあり方も考慮いたしま

して、改革の実施時期やまたその内容の変更を行いながら改革を進め、プランに盛り込みました目標効果額の達成を目指した結果であることをご理解いただきたいと思ひます。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの白井部長からの答弁の中で11%、額にして3,410万円が未達成額とのことは理解をいたしました。この件はもうこれで終わらして、次に行きます。

次に、平成24年度予算に反映した改革効果額は目標効果額に比べ85%と大変低くなつていすけれども、今後の改革の見通しをどのように想定されているのかご答弁をお願いいたします。

○田島乾正議長 白井部長。

○白井財政改革部長 平成24年度予算に反映いたしました改革効果額は本年3月の行革委員会においてご説明申し上げましたとおり約85%となつており、引き続き改革項目の予算反映に努め、改革プランに盛り込んだ目標効果額の達成を目指す方針でございます。こうした中、改革プランを策定した後も国及び地方公共団体を取り巻く環境は厳しく、その改善のきざしが見えない中、現行の改革プランに盛り込んだ改革項目及び目標とする効果額を達成することが難しい状況も予想されているところでございます。その一例といたしまして、公共施設の見直しにおけます保育所及び幼稚園の運営におきまして、改革プランでは国が打ち出しました幼保一元化制度を利用した改革を予定しておりますが、国の制度の改正内容が二転三転し、最終的には現行の認定子ども園の拡大方針が決定されましたが、いまだ国の制度の具体的な取り扱い、方針などは明らかにされておらず、この改革項目について国の方針が確定するまで先送りせざるを得ない状況におかれております。また、この改革効果額については平成25年度より1億2,700万円をこの幼保一元化等の幼稚園、保育所の運営に係る改革効果額として見込んでおりますけれども、もしこれがこのまま改革効果額をゼロとした場合、平成25年度の目標効果額である4億5,200万円が3億2,500万円となり、約30%の効果額の減少が想定されているところでございます。このような状況も想定される中におきまして、早期の財政健全化は最重要課題であり、将来のまちづくりを進めるためにも行財政改革は必要不可欠となっている認識のもとに、平成23年度の決算状況や国の消費税改革などの改正状況などを踏まえまして、現行の改革プランに見直しを加え、今後の財政収支及び今後必要となる新たな改革項目などについて検討を加えているところでございますので、この見直しの結果等につきましては今後議会の皆様方に詳しくご説明申し上げる次第でございます。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 平成24年度の予算に反映した改革効果額は目標効果額に比べ85%という低い

率となっていました。今の白井部長の答弁でいくと、さらに国の方針が確定するまで先送りせざるを得ない幼保一元化制度で1億2,700万円、改革効果額が減少するとのことでもあります。9月14日の今定例会中の行財政改革委員会において改革見直し案について詳しく説明いただくということですので、きょうのこの質問はこれでとめ、次回行財政改革委員会で十分精査させていただきたいと思っております。

次に、さらなる行財政改革を推進するために行政側にプロジェクトチームをつくり、スピード感をもって積極的に取り組んでいく必要があると考えますけれども、今後どのように対応していくのかお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 白井部長。

○白井財政改革部長 現在、行財政改革を進める町の体制といたしましては町長筆頭に副町長、教育長初め関係部長で構成される岬町行財政改革推進本部が設置されております。また、その組織を置く根拠となっております岬町行財政改革推進本部設置要綱では必要に応じてプロジェクトチームを設置することができるとしております。よって、今後もスピード感をもった改革の推進をあたためるために、推進本部及び必要に応じた組織体制により改革を着実に進める方針であります。そして、今後も改革の推進に当たりましては議会の皆様、住民懇談会等の意見を幅広くお聞きし、住民の皆様方のご意見を反映した行財政改革の推進に努める予定といたしております。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 白井部長の先ほどの答弁によりますと、行財政改革推進本部において改革を着実に進める方針との強い決意を改めてお聞きしましたので、期待しておきたいと思っております。

次に、最後の質問でございます。今後の行財政収支において財政収支見込みが予想される中、今後大型事業として町営住宅の建てかえ、道の駅など新設などを計画されていますが、財政収支の見込みをどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 白井部長。

○白井財政改革部長 再度、本町の財政状況でございますけれども、本町の財政状況につきましては引き続き厳しい状況下にありまして、今後行財政改革を実施しなかった場合の町財政は多額の財源不足が毎年生じる赤字体質であることには変わりはありません。このような財政状況を改善するために第二次集中改革プランを策定し、このプランに基づき改革を実施することにより財政構造及び財政収支を改善し、今後総合計画に定める将来のまちづくりのために必要な投資的事業が実施できるよう持続可能な財政体質に変革する途上でございます。そして、平成23年度決算状況などを踏まえまして、現在の財政状況に則しましたより幅が少ない改革プランとするための

その見直し作業も進めるところであります。こうした中、今後本町が必要とすること質問がございました大型投資的事業といたしましては町営住宅の耐震建てかえ、また小学校の耐震事業や道の駅などの事業が想定されております。しかし、皆さんご存じのとおり現行の改革プランにおいてはこうした投資的経費については具体的な事業の決定を行わずに、投資的経費の実施に必要な一般財源として毎年2億5,000万円を計上する財政収支見込み計画を出しておりましたが、今回の改革のプランの見直し作業におきましては予定されております町営住宅の建てかえなどの大型事業に要する事業費及びこの投資的事業に必要な一般財源を試算いたしまして、こうした具体的な投資的経費を算入した財政収支見込み計画とする見直し作業を進めており、この見直し結果を踏まえて最終的に大型事業等の取り扱いについて判断する必要があると考えております。こうした具体的な投資的事業を盛り込んだ改革プランのこの見直しの結果等につきましては今後議会の皆様方及び行財政改革委員会などにおいても詳しくご説明申し上げる予定でございます。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 この問題も残念ながら即具体的なご答弁をいただけませんで、今定例会中9月14日行財政改革委員会で具体的な投資的経費を盛り込んだ改革プランを見直した財政収支見込み計画を提出いただけるということでございますので、できるだけ早く資料を提出していただき十分精査させていただくということで、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○田島乾正議長 奥野 学君の質問が終わりました。次に、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。通告どおり一問一答方式でさせていただきます。

最初に、がん検診受診率の向上についてですが、がん対策基本法に基づきがん対策基本計画では2011年度までにがん検診受診率の50%を目指すという目標が設定されております。また、受診率向上のために導入された女性特有のがんである乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン配布事業を導入させたことで、20%程度だった検診率が30%に伸び、30代から40代にかけては50%近い受診率に上がっていると言われております。各行政区においても受診率の向上を目指してそれぞれ努力しております。例えばお隣の阪南市ではがん検診は国保加入者は無料、それ以外の方はワンコイン500円で受診できる制度を導入されております。当町も受診率向上に向けてさまざまな取り組みがなされていると思いますが、阪南市のような無料検診を導入できないのでしょうか。がん予防には早期発見、早期治療が有効なことから考えてあらゆる手を打たなければと思いますが、当町の見解をお尋ねします。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 本町ではがん予防及び早期発見の重要性を強く認識をいたしており、健康増進法に基づき国が定めましたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインに従って検診を進めております。また、平成19年6月に閣議決定をされましたがん検診推進基本計画では5年以内の受診率を50%以上にすることが目標とされておるところでございます。がん検診におきます本町の平成23年度の受診率は現在精査中ではございますが、肺がん検診5.2%、胃がん検診3.7%、大腸がん検診7.2%、子宮がん検診12.4%、乳がん検診13%となる見込みであり、依然低い状況にあります。また、従来の検診に加えまして、がん検診対策を充実強化するため国が設けました特定の年齢層を対象とする無料クーポン検診につきましては受診率の低迷の打開策の一つとして期待をして取り組んでおりますが、平成23年度の受診率は子宮がん検診24.3%、乳がん検診24.4%、大腸がん検診が10.6%となっており、一定受診率の引き上げ効果は見られますものの、国が目指す50%の目標達成にはかなり厳しい状況にあります。受診率の向上対策につきましてはこれまで集団検診日数の増設や検診を受けられる医療機関の広域化を図ることにより、集団検診、または個別検診とも受診の機会をふやすとともに、できるだけ特定健診とのセット検診をするなど利便性を高めてまいりました。また、平成22年11月に本町が実施をした未受診者アンケート回答のあった913人のうち427人、47%の方が2年間いずれもがん検診を受けていないと回答されており、性別で見ますと男性が220名、女性が205人とほぼ同数の結果となっております。未受診の理由の主な理由といたしましては健康だからとお答えされた方が40%と最も多く、次いで通院しているからという答えが23%、費用が高いからが12%、結果が悪いとこわいからとお答えされた方が12%となっております。未受診の理由別の対策についても検討して、健康だから受けない方については多くのがんは初期段階では症状がないので、がんの予防及び早期発見を目的とするがん検診は健康なときから受けていただく必要があるということを啓発いたしております。また、費用が高いからとお答えされた方に対しましては無料クーポン検診をもっと活用していただくことや自己負担の少ない集団検診をPRするなどご理解をお願いしているところであります。議員ご提案のがん検診に係る一部負担金の引き下げにつきましては阪南市が本年度から乳がん、子宮がん、胃がん健診、胃がんの集団検診及び子宮がんの個別検診を国保加入者は無料、それ以外の方については500円に引き下げたと聞いております。また、本町におきましても国民健康保険の特定検診の一部負担金について集団検診は1,200円から無料に、また個別検診については1,500円を500円に引き下げ実施をしているところであります。一部負担金の引き下げにつきましてはこのような阪南市や本町特定健診などの一部負担金の引き下げを実施した検診

の受診率の動向もきわめつつ財政状況も考慮しながら検討するとともに、地区組織やNPO法人のピンクリボン大阪、またコミュニティバスと連携したPRなどいろいろな機会を活用し、検診の重要性等の啓発強化に努めてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ちょっと私が持っているデータは昨年、一昨年ぐらいからのデータだと思うんですけども、この大阪府の受診率のデータを持ってまして、これずっと見てましたら、一番近隣では田尻町は受診率の高いところで、全体に一つだけ突き出てなくて、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん全部10番内に入っているわけなんです。田尻町にこの理由は何かなということを探ねてみたら、田尻町の場合は対象者全員に個人通知を出しているというんです。女性対象者、女性は40歳から75歳、男性は60歳から75歳の方に個人通知でこうしたがん検診がありますよという個人通知を出しているということと、また広報の掲載も紙面に大きく掲載しているという。この費用については今回の広報でそれ掲載しているかと、きのうファクスくれたんですけども、費用も書いてあるんです。結核検診が胸部レントゲン無料、肺がん検診40歳以上胸部レントゲン無料、胃がん検診は30歳以上600円、大腸がん検診40歳以上300円、子宮頸がん検診が20歳以上の女性で、23年度受診していない方は500円で、肝炎ウイルス検診は40歳から70歳で、過去に受診していない方は500円と書いてあって、岬町も岬だよりを見たら、岬だよりでは個人負担がありますという形だけになってたんです。この辺ちょっと田尻町との違いを教えてくださいたいと思います。

○田島乾正議長 古橋重和部長

○古橋しあわせ創造部長 まず広報ですが、健康づくり日程表によって啓発をさせていただいております。その健康づくり日程表についてはその各種検診の一部負担金についても明記をさせていただいているというところがございます。そして、岬だよりでは検診日のカレンダーの部分に何々検診という形で広報させているというのが現状でございます。

それと、先ほどご質問の中で田尻町のほうの一部負担金がありましたけれども、まず乳がん検診の集団については、田尻町については一方向、二方向とも1,000円、岬町の場合は一方向が1,000円で、二方向が1,300円という形で二方向のほうが高いという形になってます。それと、子宮がん検診は田尻町が500円に対して、本町は800円という形になっております。また、胃がん検診についても田尻町が600円、本町が800円、そして肺がん検診につきましては田尻町が無料で、岬町が200円、そして大腸がん検診ですが、岬町が400円で、田尻町が300円という状況になっておりまして、いずれも本町のほうが一部負担金は少し高くなって

いるという状況でございます。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 阪南市のほうはいろんなまだこれからデータが出てくるんだと思いますけれども、現実には田尻町ではこうして一つだけが突き出ているんじゃないで、全体的にやっぱり田尻町以外のところは悪いです。岬町ももちろん悪いです。田尻町が、きのうずっとこれを見ていたら、田尻町全部これあれやなと思ってしてたんです。やっぱりどこに原因があるのかなと思ったら、何て言うのかな、至れり尽せりしているところにこれだけの成果があれやな、田尻町の議員からも田尻町は小さいところやからこれだけ手厚くできるのかもしれないということがメールに入っていましたけれども、岬町も田尻町よりは人口が多いとは言え、そんなそんなよそからしたら大きなところではないので、やっぱりこの辺について町長、はっきりとこうしてデータが出てきているし、それでまた現実には阪南市も財政が大概厳しい厳しいと言って、聞いてるところでも何とかという思いで、言ったら無料制度というのを取り組み出したというところから、岬町としてはどんなふうにしていこうかなと思うことを町長にお尋ねしたいと思います。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 おっしゃるとおり先ほど担当部長も説明をいたしましたけれども、他の近隣に比べたら岬町のほうがそういった検診に当たっての負担は少し高いかなという思いはします。私が就任させていただいて、この手も見直しさせていただいて少しずつではありますけれども、検診の負担を下げております。今後、私も常がねから担当ともこのことについては十分検討をしております。その中で、できれば近隣と同じように肩が並べられないかということも申し上げているんですけども、実は財政力指数が田尻さんとはかなり異なりまして、非常に豊かなと言いかたしたら田尻さんにはおしかりを受けるかもわかりませんが、それ相当の財政力の指数は我が町よりかなり高いほうなんで、そういったことから考えますと、町は少し田尻町より劣っても仕方ないかなという思いがございます。ただ私が常がね行財政改革をやるについては今までどうしてもそういった今おっしゃっているような検診等の負担を何とか改善をしたいという思いから、改革効果が出た場合についてはできるだけそういった方向に回していきたいという考えをもっておりますので、議員おっしゃるようないろんな形でできるだけ近隣に肩を並べていけるように一生懸命努力検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 また、ほんとにしつかりとよそのことを研究していただきたいと思います。また、無料にしてもまたそれが今度医療費の削減というところに返ってくることを思ったときには一つ

のこれも手かと思いますので、しっかり検討していただくことを要望しておきます。

次に、胃がん検診にピロリ菌検査の導入についてですが、胃がんは毎年約11万人が発症し、年間約5万人が死亡していると推測されております。近年ピロリ菌との関係が解明され、除菌による胃がん発症値の減少に期待が高まっております。各自治体においては国に対してピロリ菌検査の導入を求める署名活動を展開しているところもありますが、独自で胃がん検診時のオプション検査として導入している自治体もあります。岬町も胃がん検診時にピロリ菌検査を導入してくればよいのにとの声も聞かれます。胃がん検診にピロリ菌検査を導入することについて当町としての見解をお尋ねします。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 胃がん検診につきましては国のガイドラインに基づき実施をいたしておりますが、このガイドラインはがん死亡率を低下させるための有効性が確立した方法を国が推奨するもので、また技術的な助言として市町村における科学的根拠に基づくがんの検診の実施が求められ、指針に基づく制度管理、事業評価、種類、方法等において規定に基づくがん検診を行うよう厚生労働省通知が発出されているところであり、本町においてはこのガイドラインに示されております問診とバリュームを飲んでレントゲン検査を行う胃部エックス線検査を採用いたしております。ピロリ菌はヘリコバクター・ピロリと呼ばれる細菌で、日本人の感染率は高く、50歳代以降では保持者が70%以上とも言われておりますが、必ず胃潰瘍や十二指腸潰瘍を起こすわけではなく、感染している人の約5%の人が病気を発症すると言われております。また、胃がん発症にかかわる要因の一つとして考えられておりますが、ガイドラインにおきましてはピロリ菌検査についてピロリ菌の除菌が胃がんの死亡率を低下させる効果の実証が不十分として、個人の判断による任意型検診の方法として位置づけられております。ピロリ菌検査につきましては診療と治療には重要な検査だと認識をいたしておりますが、現在も研究が進められておりますことから、その情報の収集に努めるとともに研究成果が集積して、将来的に国が新たな方針を示したときにはその方針に沿った対応方法を検討してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 診断、診療との違い。

○古橋しあわせ創造部長 申しわけございません。診断と診療にはかかせない検査ということで、診断でございます。訂正させていただきます。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。この国のほうで導入してくれたら一番いいんですけども、またしっかりと国を待たずにやっているところもあるというところで、岬町も検討、また研

究していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、高齢化対策で、介護支援ボランティア制度の導入についてですが、各市区町村で高齢者がボランティアを行うと交付金が支給される介護支援ボランティア制度の導入が進んでおります。高齢期を迎えても可能な限り長く健康で過ごしたいと思うのは誰もが望むことです。その観点から介護を受けたり、寝たきりになることなく日常生活を支障なく暮らせる期間をあらゆる健康寿命という考え方が最近注目を集めております。そして、高齢期を健康で元気に過ごすための具体的な方法の一つとして高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することにスポットがあたっております。ボランティアをすることで世の中の役に立っていると生きがいを感じ、それが心身の健康の増進につながり、介護予防にも役立つとの指摘があります。こうした中、介護支援ボランティア制度を実施する市区町村が徐々にふえております。同制度は高齢者が介護施設などで要介護者の話し合い相手や片づけなどのボランティア活動を行うと、その活動に応じてポイントが交付され、それに対して交付金が管理機関から本人に支給される仕組みです。ボランティアに参加する高齢者がふえることで介護予防が促進され、その分介護保険の給付費を抑制することにもつながります。厚生労働省も1、高齢者の介護予防、2、住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、3、にぎわいにあふれる地域づくりの実現を同制度のねらいとしていと聞き及んでおります。大阪府でも寝屋川市などが取り組みを始めておりますが、当町も先進市町から学び取り組みを開始すべきと思ひますが、当町の見解をお尋ねします。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 介護保険ボランティア制度は少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに高齢者自身の健康増進を積極的に支援するため、地域支援事業の一環として国の通知により地域で介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者に実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度で、市町村の裁量で実施できるものでございます。この制度は平成19年9月に東京都の稲城市が全国で初めて実施をし、全国数十の自治体で実施または検討されており、府内では平成21年度から吹田市や寝屋川市で実施されております。実施方法は自治体によってさまざまですが、高齢化がますます進展していく中、介護予防の手法の一つとして非常に興味深いものがあると考えております。一方、導入した先進自治体の中には既存のボランティア活動との兼ね合いや対象ボランティアの基準づくり、また登録者と受け入れ施設との調整、ポイント管理の実施態勢などさまざまな課題のあることも指摘をされております。当町におきましては第二次集中改革プランの中で、人のきずなを大切に負担の少ない地域福祉を推進するため住民相互扶助システムの考え方を検討すること

としております。また、第5期介護保険事業計画の中では高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を重点施策に掲げ、介護支援ボランティアの育成についても盛り込んでいるところであり、現在運動による健康普及を図る運動サポーターや生活介護一般を支援するボランティア、生活介護サポーターなどを養成し、元気な高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献、社会参加になく取り組みを推進いたしております。また、社会福祉協議会の地区福祉委員会や民生委員・児童委員協議会などのボランティア活動との連携も本町の介護予防支援には欠かすことはできず、介護支援ボランティアの育成やボランティア活動団体等への支援の取り組みの充実を図ることは今後ますます重要になると考えております。これらのことも踏まえまして、介護支援ボランティア制度のポイント制の導入につきましてはボランティアを行っておられる団体等のご意見もお伺いしながら、介護支援ボランティア活動の支援のあり方を検討するとともに、先進地事例等の調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ほんとに岬町は高齢の方がたくさんボランティアに参加していただいている。そこにポイントがして、ほんとにボランティアで終わっているか、ちょっとポイントがつくか、ポイントついて、寝屋川市のこの書類を見てても年間としたら上限一万点と言うか、一万円と言うのかまでつくって、すごくやっぱりその辺で参加しようかと言う方も出てくるかと思えます。だから、しっかりと検討して何とかこれを導入できるように実現できるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、介護保険未利用者についてですが、80歳を過ぎても元気で高い介護保険料を支払うばかりで恩恵を受けたことがない、利用していない分少しでも保険料が安くなれば助かるのと言われる方がおります。介護保険の制度は共助の制度とわかっているけれども、年金から自動的に引かれる保険料の明細を見るたびに負担の大きさを感じるのだと思います。健康維持に心がけ頑張っている方に何らかの形で還元できないものではないでしょうかお尋ねします。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 介護保険制度は介護が必要な状態になってもできる限り自宅で日常生活を営むことができるよう、また介護を必要とされる方の家族だけではなく社会全体で支えていくことを目的とした保険制度で、いわゆる相互扶助制度でございます。本年7月末現在において本町の65歳以上の方のうち要介護認定を受けていない高齢者は4,104人、76.7%でございます。その多くは元気な方と推察されます。また、要介護認定を受けている方のうちサービスの未利用者は356人、28.5%となっている状況でございます。介護保険サービスの利用

者がふえますと介護保険特別会計からの負担もふえ、逆に元気な高齢者が多いことが将来にわたってこの制度の継続につながると考えております。しかし一方で、介護保険サービスを利用する必要のない方からはご指摘のように、保険料を払うだけで何のメリットもないという声も聞かれているのも承知をいたしております。現在、元気な高齢者の方に対し要介護状態に陥らないよう運動機能の向上、栄養改善、口腔ケア、認知症予防を柱に介護予防教室を開催し、多くの方にご参加をいただいておりますが、介護保険サービスを利用しない方を対象にした施策を打ち出すことも必要と考えられます。このことから先進事例の調査の研究も含め、相互扶助という観点からも検討を進め、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 よろしく申し上げます。

次に、運転免許自主返納支援策ですが、高齢者の交通事故を減らす目的で始まった運転免許の返納制度を支援する自治体がふえております。近隣では熊取町が7月1日から高齢者運転免許自主返納支援制度が始まりました。支援の内容は交通安全対策として満65歳以上の方で、運転免許の全部を自主的に公安委員会に返納した方からの申請によりひまわりバス無料定期乗車券を交付します。なお、有効期間は5年間ですとなっております。高齢化率では熊取町より高い岬町です。自主返納支援策について真剣に考えなければと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 運転免許自主返納制度につきましては運転免許の全部または一部を申請により取り消すことをごさいます、平成10年に高齢者の事故防止対策として導入された制度でございます。大阪府警においてもチラシ等作成し啓発に努めているところでございます。しかしながら、大阪府での交通事故の件数は全体的に減少している中65歳以上の高齢ドライバーによる交通事故は10年前の約1.5倍になっており、その特徴としては自転車や歩行者の発見おくれ、左右の安全不確認、ブレーキ、アクセルの踏み違いなどが挙げられ、認知、判断におくれと不正確さが見られます。また、23年度中に岬町内で発生した交通事故件数は100件で、死傷者は141人となっております。そのうち65歳以上の死傷者は23人で、全体の16.3%となっております。このような中、大阪府では高齢者の交通事故防止対策の一環として自動車の運転に自信がなくなった、または運転する機会が少なくなった高齢者の方が運転免許証を自主返納しやすい環境を提供するため、運転免許証を自主返納した際に申請により公的な身分証明書として使用できる運転経歴証明書の交付を受けた方がサポート企業や店舗において運転経歴証明書を提示することにより、さまざまなサービスを受けることができる高齢者運転免許自主返納サポ

ート制度を本年7月15日からスタートをさせております。また、枚方市では自主返納された70歳以上の方に運転免許証にかわる身分証明書ともなる10年間有効の写真つき住民基本台帳カードを無料交付する制度、熊取町では先ほど申されました自主返納された65歳以上の方にコミュニティバスであるひまわりバスの有効期間5年間の無料定期乗車券を交付する支援制度を先駆的に行っております。この二つの支援策は自主返納により運転免許証がなくなった高齢者が身分証明や日常生活での移動に困らないよう配慮した効果的な支援策と考えております。本町におきましても高齢者の交通事故防止の重要性は認識しているところであり、現在の厳しい財政力状況を踏まえつつ今後先進事例等を参考としながら、なるべく財政負担を伴わず、高齢者の交通事故防止に効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 この支援策がやっぱり自主返納しようというきっかけになるかと思っておりますので、一日も早くちゃんとしてほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、男女共同参画の推進についてですが、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進についてですが、第二次基本計画の策定に向けて作業中だと思います。この10年間で男女共同参画社会がどれだけ推進できたかと言えば、現実には家庭や地域、職場など社会のさまざまな場面においていまだに男女の不平等感は根強く、男女共同参画社会の実現に向けた課題は多く取り残されていると思います。こうした現状やこれまでの取り組みの成果、課題などを踏まえ社会情勢の変化やあらたな課題に対応する第二次岬町男女共同参画計画を策定されようとしているのですが、その取り組みについてお尋ねします。

○田島乾正議長 白井部長。

○白井財政改革部長 男女共同参画社会の実現は極めて重要な行政課題の一つであると考えております。このような考え方のもとに本町では男女共同参画社会の形成に向け、国及び大阪府の取り組み内容に準じ本町の施策の方向性と推進のための方策を明らかにした男女共同参画プラン、通称ウィッシュプランを平成15年3月に策定し、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。この現行のウィッシュプランは四つの基本目標、すなわち一番目といたしまして、あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備、二番目に男女共同参画社会を実現するための地域、まちづくりの推進、三番目といたしまして、女性の人権が尊重される社会づくり、四番目にあらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れるとして、この四つの基本目標と13の主要課題に分類し、それぞれの担当部署がプランに定めます目標の達成をめざしているところでござ

ざいます。このウィッシュプランはことしが計画プランの最終年となるためプランに盛り込まれました基本目標である進捗状況や課題等を把握し、その内容を時期プランに反映するための作業を行っているところでございます。

その作業の概要でございますけれども、相対的には国の取り組み状況と同様に男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたことなどもあり、必要な制度設計や枠組みの整備が必ずしも十分に進んでいない状況が確認されたところでございます。よって、このような現状や課題の改善に向けた対応策を検討しながら、引き続き行政のあらゆる分野の施策の推進に当たっては男女共同参画の視点を組み入れる必要があると認識のもとに、現行のウィッシュプランの後継契約のある仮称、第二次ウィッシュプランを策定するため学識経験者や町内の幅広い階層からの代表者及び公募委員らで構成する岬町男女共同参画推進懇話会のご意見をお伺いしながら、また現在、実施中の住民アンケートによる幅広い意見の分析結果などを反映する第二次ウィッシュプランの策定作業を進めているところでございます。なお、この策定作業等につきましては引き続き今、本町ではこのウィッシュプラン並びにこれと連動いたします岬町男女共同参画推進条例の策定の進捗状況などにつきましては、引き続きまして議会の皆様方にご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 また、報告のときにいろいろ意見を言わせていただきたいと思いますが、特にその男女共同参画の中でいま一番問題と言うか、大事なDV防止対策についてなんですけれども、DV、ドメスティックバイオレンスは配偶者や恋人など親密な関係における暴力です。相手を自分の思いどおりにしようとするあらゆる態度が行き過ぎると暴力につながるのです。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人とのつき合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力がありますが、加害者、暴力をふるう人は一部の特別な人ではありません。相手を支配し、コントロールをしようとするための態度が高じてDVに発展するのです。また、このDV被害者が若年層にも広がってきております。現在、デートDVが問題になってきております。このデートDVというのは配偶者関係にないカップルの間に起こるDVのことです。DVは配偶者間の問題ではありません。男女交際においてもさまざまな暴力の対等でない関係があります。つまり恋人同士など親密な関係において身体、言葉、態度などさまざまな暴力を用いて相手を支配する側、相手から支配される側の関係にあることです。このデートDVとかDVの予防対策に対して各地、岬町でいろいろやってるんですけれども、特にデートDVというのが問題になっているところから、豊中市では

こうしたわかりやすいように漫画でもって、デートDVを予防啓発冊子を作成して、教育機関などにおいて啓発活動をしております。当町もいろいろと取り組まれていると思いますが、この当町の対策についてお尋ねしたいと思います。

○田島乾正議長 白井部長。

○白井財政改革部長 DV防止対策に係る取り組み状況についてご説明いたします。配偶者等からの暴力、私の回答からもDVという形で省略させていただきます。配偶者等からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その多くが外部からの発見が困難な家庭内において行われるため潜在化しやすく、しかも加害者の罪の意識が薄いという傾向があります。また、こうしたDV被害者の多くは女性であり、配偶者等が暴力を加えることは女性の人権を侵害し男女共同参画社会の実現の妨げとなっております。こうした中、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした配偶者暴力防止法が平成13年に策定されまして、その後保護命令制度の拡充、市町村におけます配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実現に関する基本的な計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの業務の実施についても市町村の努力義務を課しました改正が行われて、平成20年1月から施行されたところであります。本町では現行の岬町男女共同参画プランに規定するDV防止等の取り組みを進めてまいりましたが、先ほどご説明申し上げました新たな改正後の配偶者暴力防止法に基づきDV防止対策を総合的に推進する被害者の保護に関する基本計画を策定するには至っておりません。こうした中、DV防止の基本計画を策定する豊中市などの先進自治体では今後取り組むべき施策の基本的方向性といたしまして、まず1番目にはDVを許さない社会づくりを目指す。DVを防止していくには男女の人権を尊重し個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有する必要があるため、住民の方々、特に若年層への広報、啓発に努めることといたしております。

次に、2番目といたしまして、安心して相談できる体制づくりを目指すことといたしております。DV被害者は孤立いたしまして、利用できる支援等に関する情報が入手する機会が制限されている場合が少なくないとともに、被害者自身にみずから受けている暴力が重大な人権被害であるという認識がないため相談に至らないことが多いと言われております。こうした現状に対応するため相談窓口の一層の周知、相談担当者の資質の向上に努めることとしております。

また、第3といたしましては緊急時における安全の確保を目指しております。相談対応の中では緊急に保護を必要とするケースがふえており、こうした緊急時における適切な対応策の策定や大阪府配偶者暴力相談センター、大阪府女性相談センターや警察などの関係機関との連携を強化

する必要があるとしております。

最後に、第4番目といたしまして、障がい者が自立して生活しようとする際には就業機会の確保、住宅や生活費の確保、また子どもの就学の問題などの複数の課題に対応する自立支援の充実を目指すとしております。本町ではこうした先進団体に取り組むDV防止及び被害者の保護に関する基本的な施策を研究し、また男女共同参画懇話会のご意見もお伺いしながら、本町が取り組まなければならない施策内容を精査いたしまして、現在策定中の第二次ウィッシュプランに盛り込みたいと考えたところでございます。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 今も部長が言ってくれたんですけども、以前私の認識でも配偶者間というふう
に家族と言うんだったのが、それが今はそのおつき合いしている人と言うのか、それはまた被害
者、加害者が若年層になってきているという、ほんとにこの辺をしっかりととらえていかなあか
んし、またこの若年層だからそれが意識してないとか、認識されてというところもあるので、こ
れはやっぱりDVだということに認識していくためにも啓発が大事だと思うんです。ほんとにた
だこれはDVで終わらずに、ここからまた児童虐待へと進展していきますので、これを防止する
ということは大事だと思うんです。豊中市、こうしてわかりやすいように啓発冊子を、未成年、
もう言ったら学生さんに対して出していますので、町長も一度この岬町も若い未来のことを考え
たときにこういうことも全然無関係ではないということを確認していただいて、取り組んでいた
だきたいと思いますので、要望として言っておきますので、よろしく願いいたします。以上で、
私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田島乾正議長 ご苦労さまでした。今、川端啓子君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 ただいま2時7分でございます。それでは、2時20分から再開したいと思います。
よろしく願いします。

(午後 2時 7分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に一般質問、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。政権交代から3年、多くの国民が期待を裏切られ、

大飯原子力発電所の再稼働やオスプレイの配備、TPPへの参加など国民の願いに背を向ける政治が続けられています。先月、増税談合と言うべき3党合意によって消費税の増税が強行されましたが、実施されることとなれば住民生活に重大な打撃となります。消費税を価格に転嫁できない中小事業者は廃業に追い込まれることでしょう。経済を冷え込ませ、ひいては危機的な国の財政もさらなる破綻への道を突き進むこととなります。増税による地方財政への影響もさまざまな形で押し寄せることでしょう。住民の暮らしを守るためにも地域経済、地方と国の財政再建のためにも消費税の増税は行うべきではありません。消費税に頼らない道を住民の皆さんと一緒に求めていく立場を初めに申し上げます。

国民の閉塞感に乗じた大阪維新の会など反住民的な動きも生まれていますが、いずれ国民の前にその正体が明らかになることと思います。不安定、不透明な要素が多い中ですが、住民にとって一番身近な地方自治体である岬町が住民の福祉の増進を図るという自治体に課せられた役割と責任を果たすように求めて質問を始めます。

まず初めに、減災対策について質問をいたします。昨年の東日本大震災以来毎回の議会で防災についてお尋ねをし、岬町としても防災に一層の努力を払っていることは一定認めるものであります。8月29日、国の有識者会議が南海トラフ沿いの大地震の最悪クラスの被害想定を発表しました。死者は最大で32万人と発表され、東日本大震災の17倍もの甚大な被害が報じられました。同時に避難や減災対策によって死者数を最大5分の1に減らすことができるとも指摘されたことから、一層の防災、減災対策の強化を求めるものであります。昨年の一般質問において要援護者の避難をどのように行うのかをお聞きしました。災害発生時に避難が困難な方に光を当ててこそ健全な方を含めて一人でも多くの命を救えるという立場から要援護者への支援を強めるべきだと考えるものであります。本年3月に策定された岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、災害時における要援護者への支援マニュアル（仮称）の活用という記述がありました。こういったものを整えておくことは重要だと考えますが、完成したのか確認をしたいと思えます。

○田島乾正議長 谷下危機管理監。

○谷下危機管理監 災害時要援護者支援マニュアルの進捗状況につきまして、平成24年3月に策定いたしました岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で平成23年度地域支え合い事業により関係機関とともに作成いたしました（仮称）災害時要援護者支援マニュアルでございますが、これにつきましては平成23年度事業といたしまして、大阪府地域支え合い体制づくり事業補助金を活用いたしまして、岬町の災害時における要介護等を地域で支え合う人材育成事業

の取り組みを行い、この事業のワークショップに参加されました方々の声とアンケートをもとに災害時のちと暮らしを守るとっておきの手帳として作成したものでございます。この手帳につきましては先日9月1日付で全戸配布させていただいているところでございます。この手帳で自分のこと、家族のこと、周りの人のこと、自分にとって大切な人たちの命を守るためのヒントとして役立てていただければと考えております。また、これと合わせ現在しあわせ創造部とまちづくり戦略室の危機管理担当におきまして、災害時における要援護者の安否確認実施マニュアルの作成のための作業を行っているところでございます。このマニュアルは災害発生時において安否確認態勢が有効に機能するために行政だけでなく、関係機関、地域住民との連携が必要となることから自治区、民生委員・児童委員、福祉関係者や関係機関と連携を図り有効な態勢づくりを目指すものであります。

内容といたしましては要援護者のそれぞれの特性を理解していただくために、要援護者の対象別安全対策、要援護者への支援体制や地域でつくる安心ネットワークなどに区分して作成を行っているところでございます。行政内部での骨格はほぼできつつある状況にありますが、ただ先ほども言いましたとおりこのマニュアルは災害時発生時において安否確認態勢が有効に機能するために行政だけでなく、関係機関、地域住民との連携が必要になることから、自治区を初めとする関係者や関係機関との協議が必要となりますので、今後関係者等々と協議調整を行いながら完成させていきたいと考えております。完成の時期につきましては、我々として24年度中を目途に考えておるところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今のご答弁で、全戸配布をいただいた冊子についてはこちらの冊子のことをお示しかと思いますが、この冊子を見せていただいたところ、多くの団体や個人が協力をしてくださって、ワークショップなどを通じて率直な意見交換や知恵を出し合ったというあとが見られるものでありまして、読みやすいし、大変親しみやすいというふうに感想を持ちました。これはこれで有効なツールとして積極的に活用を図っていただきたいと思いますが、この手帳について1点だけちょっと確認をしておきたいと思うんですが、この手帳の主眼と言いますか、どういったねらいでつくられたのかということを確認しておきたいと思います。と言いますのは、私初めにお聞きしました岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中に書いてあった記述によりますと、災害時要援護者への支援といった格好で、要援護者に対してどう支援するのかという角度からの記述であるというふうに受けとめましたので、ただこれは要援護者への支援というよりも、その方がどう備えるのかとか、健常者も含めて個人で何ができるかということが主眼に書かれ

ているのかなと思ひまして、この手帳には行政が何をするのか、行政の責任という角度からの記述は見受けられないんです。それはこの手帳をつくったときの主眼がそうであったと、行政サイドからのものではなく、個人として何ができるのかと日ごろからどう備えるか、そのあたりについて主眼を置いて作成されたものであるということであったのか、そのあたり1点だけ確認をさせていただきます。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 災害時のちと暮らしを守るとっておきの手帳につきましては先ほども危機管理監から説明がありましたように、平成23年度において大阪府地域支え合い体制づくり事業補助金を活用した中で、地域福祉関係者及び住民等の参加による地域支え合い事業により生まれた気づきや学びをこの手帳にまとめたものでございます。自分のこと、家族のこと、周りの人のこと、自分にとって大切な人たちの命を守るためにまず役立てていただけるよう、またこの手帳で住民の皆様が今後の防災、減災を考える機会につながることを期待して作成をしたものでございまして、いわば住民個々のマニュアルとして住民等の意見をもとに作成をした、住民が自主的に災害等に対応していただけるようそれを主眼として作成をしたというものでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 わかりました。では、災害の発生に備えて、また災害の発生時に行政が行うべきことや果たす役割にかかわってお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどの危機管理監の答弁で、要援護者の安否確認実施マニュアルを完成に向けて作業をされているということをお聞きしたところでありますけれども、要援護者の安否の確認についてお尋ねする前に、その把握ともかかわって自主防災組織について先に確認をしておきたいと思ひます。自主防災組織については昨年9月議会の折にも進捗状況を確認させていただいたところでありますが、その後の進みぐあいはいかがか、設置の進捗を確認しておきたいと思ひます。

○田島乾正議長 谷下危機管理監。

○谷下危機管理監 自主防災組織の進捗状況につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織は地域住民が自分たちの町は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき地域の人々の意思と意気込み、そして協力で作られるものであり、地震等の災害が突然発生した場合、災害を最小限に食いとめるために極めて重要な組織であると考えております。本町の自主防災組織は平成17年7月に第1号の組織が立ち上がり、その後順次各自治区において組織が結成され、現在自治区総数61のうちことし3件ふえまして36の自治区が役場に結成したとの届け出をいただいている状況でございます。これからも継続して自治区長連合会や各自治区の会合の場

で自主的な防災組織の必要性等につきまして説明をさせていただきながら、さらに組織をふやしてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 自主防災組織について少しずつ前に進んでいるようでありますので、丁寧で粘り強い努力とあわせて地域に見合った形での支援を改めて求めておきたいと思っております。

では、要援護者の把握についてお尋ねしたいと思っております。災害時の要援護者には高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児、外国人などが含まれますが、そういった方々の把握がどの程度進んでいるのか確認をしたいと思っております。と言いますのは、どこにどんな方がどういった環境でお住まいで、災害発生時に避難が困難ではないのか、実際にはどういった支援を受けて避難をすればいいのか、そういったことを平常時から情報収集して共有する必要があるという観点から申し上げているところであります。以前お聞きしたときには自治区単位で手上げ方式での申請によって要援護者の把握を進めているということはお聞きしたところでありますけれども、それに加えて行政内部でお持ちの情報もおありかと思っておりますけれども、現時点で把握されている要援護者の数はどの程度か確認をしたいと思っております。

○田島乾正議長 谷下危機管理監。

○谷下危機管理監 災害時要援護者の把握状況でございますが、平成22年度から実施しております緊急情報キット配布事業によりまして見守りを希望される方について、平成24年8月末現在75歳以上の高齢者263人を対象として把握し、災害時一人も見逃さない民生委員活動の一環として平時の見守り活動を行っているところでございます。また、災害時の要援護者は災害時の情報収集に制約がある方や自力で避難することができない方、移動に支援を要する方など他の人からの援護が必要な方で、具体的な対象者数といたしましては、平成24年3月末現在要介護認定を受けている方は1,248人、障害者手帳の交付を受けている方のうち身体障害者手帳の交付を受けている方が856人、療育手帳の交付を受けている方が129人、精神保健福祉手帳の交付を受けている方が64人となっております。このほか難病の方、妊産婦や乳幼児などが対象として見込まれます。今後、災害時や火災予防対策などにおいて地域での支援などを希望される方を対象とした災害時要援護者登録制度の実施に向け、他市町での取り組みを参考に福祉部門との行政内部との連携はもとより、民生委員、防災組織、社会福祉協議会など関係機関等と連携してまいりたいと考えております。

また、自主防災組織におきましての要援護者の把握状況でございますが、区長さんが中心となり、自治区内で支援が必要な方々の家を一軒一軒回り、平成24年8月末現在、自主防災組織を

結成されている全ての36組織が把握している状況でございます。そのうち登録制度という方法を採用している自主防災組織は7組織でございます。また、自主防災という組織を結成してはいますが、要援護者の把握をしているという自治区は3地区でございます。この3地区につきましても担当を決め、避難誘導も含む対応となっております。こうした日ごろから地域における要援護者の情報を適切に把握し、民生委員・児童委員などの関係機関との間で共有をはかることが要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながると考えていますので、これからも関係者等々と協議しながら要援護者の把握に努めてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 前回一般質問でお聞きしたときよりも一歩進んだ形で具体的に要援護者と思われる方の数についてもお示しをいただきました。お示しいただいた中には行政内部でお持ちの資料と、それから自主防災組織という形で自治区を中心とした防災組織の中で管理をされている情報とありますので、当然つき合わせたりして、そういう作業が必要なわけですね。その作業についても登録制度という形を採りながら進めていきたいということで意欲あるご回答いただきましたので、関係機関と連携を密にして、登録制度を中心にしながら、台帳のようなものを恐らくおつくりになると思うんですが、その作業を進めていただきたいと思います。この件については一旦ここまでとしたいと思いますので、また進捗等をお聞きしたいと思います。

2点目の健康ふれあいセンターの維持・管理についてお聞かせをいただきたいと思います。健康ふれあいセンター、ピアッツア5は建設されて15年が経過し、老朽化によって修繕や更新が必要な設備が発生するなど抜本的な整備が必要な時期に差しかかっています。この6月には女性用の浴室の天井が落下し、幸いにも人的な被害は発生していませんが、今後の利用における安全性への不安を感じざるを得ません。現況において修繕が必要な施設等、その実態がどうなっているのかを確認したいと思います。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 健康ふれあいセンターは平成8年にオープン以来16年目を迎えており経年劣化が進んでおります。健康ふれあいセンターの維持管理につきましては毎日の日常点検に加えて、年に1回1週間程度休館をしてメンテナンス点検を指定管理者が実施するなど維持管理に務めているところでございます。しかしながら、機械設備を中心に突発的な故障等が発生することも多く、その都度緊急的に対応しているのが現状でございます。現在メンテナンスが必要と考えられる箇所につきましては3カ所把握をいたしております。

まず、1カ所目は施設の主熱源であるヒートポンプチラー、いわゆるチラーと呼ばれておりま

すが、そのチラーに不具合がございます。1台のチラーは2基のコンプレッサーの相互運転により可動いたしておりますが、浴場用チラー1台のコンプレッサー1基が故障し、老朽化のため部品交換できない状況にあることから相互運転ができない状況となっております。チラーにつきましては施設全体で11台設置をいたしておりますが、いずれも建築当初に設置をしたもので、経年劣化による突発的な不具合や使用不能状態に陥ることも予想されます。

2カ所目は男子浴場の天井でございます。女性の浴室の天井につきましては本年6月25日に換気不全による落下により緊急修繕を行っております。同時に男性の浴室の天井につきましても状況を確認いたしておりますが、女子の浴室に比べ比較的換気状況がよく、木製つり天井部分の腐食も少ないことから緊急修繕は行わず、日常点検等により状況を観察しながら営業を続けております。

3カ所目は1階の擁壁が地盤変動等により傾きが見られます。この傾きにつきましては本施設の施工事業者が現場を確認した結果、傾きの進行度合い等から今すぐに対応しなければならない状況には至っていないと判断されていますが、その原因については調査する必要があると考えております。これらの箇所の修繕等につきましては担当部署指定管理者だけではなく、建築課とも情報を共有し連携をしながら確認や観察等を行っているところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま大きく3点にわたって修繕等が必要な部分についてお示しをいただきましたけれども、ではそれらの修繕や工事等いつぐらいの時期にどういった修繕を行う計画であるのかお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 先ほど申し上げましたメンテナンスが必要と思われる箇所につきましては今現在、今すぐに対応しなければならない状況には至っていないと考えておりますが、安全を確保しながら安定的な営業を行う必要がありますことから、これらの箇所も含め修繕等の必要性や緊急性を考慮し、また指定管理者との協定によりリスクの負担区分も定めておりますことから指定管理者とも協議をしながら維持補修計画の策定をし、年次的に進めて、年次的に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えいただいたところによると、今すぐに対応しないといけないというのは町としては考えていないということでありましたけれども、今三つおっしゃいましたけど、もう少し詳しくお聞きしますが、その三つのうちで今すぐでないとしても、まず手をつけないといけ

ないというふうに考えているのはどの部分ですか。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 まず、今すぐ対応しなければならない状況には至ってないと考えておりますが、優先順位をこの三つでつけるとするならば男子浴室の天井になるのかなと考えております。ただチラーにつきましては、先ほども申し上げましたとおり機械設備でございまして老朽化も進んでおると、今現在、1台を除いて順調に動いているようですが、突然の不具合が生じる可能性もあると、これは否定できないと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 第一に必要な補修というところとして挙げていただいたのは男性用の浴室の天井であるということでした。私もその点については非常に不安を感じているところでありまして、これまで突発的な事故に対して緊急的に対応してきたということではありますが、そうなるコストの面でも高くつくと思うんです。せんだっての女性の浴室の天井が落下したときも、まず短期間で修理を終らせなければいけないということで、計画的な修繕であれば、例えば9月にメンテナンス休暇を取ってますけども、そういったところにあわせて修繕していった必要な期間、5日なら5日とか一定の期間をとって直すところを1日2日で直してもらわないといけないと、相見積も時間がないという格好で、非常にコストが結果的にかかってくるんじゃないのかなというふうに思うんです。それから、役場の当局としても、せんだっての女性の浴室が利用できないという事態については慌てて町内放送をまわして周知を図るということもありましたし、やはり計画的な修繕というものは必要だというふうに思いますので、今計画を策定しつつあるところだということでもありますから、そこに期待をするとはいたしまして必要などころには必要な手当をしていただきたい、そのために必要な財源も確保していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。この施設は古くなってきておりますけれども、設立の目的として利用者の健康の増進という大切な目的も持っている施設でもありますし、災害発生時のおりには福祉避難所としても活用できる場所ということにもなっておりますので、そこが安全性が確保されないということでは住民の皆さんに責任が果たせないということになりますから、その点もよく考慮されてしっかりとした計画を立てていただきたいと思います。

では、三つ目の国民健康保険について質問をしたいと思います。かねてから高すぎる国民健康保険料を引き下げるために、根本的には国からの国庫負担金を増額させることが必要であると繰り返し主張しているところではありますが、苦しい生活状況から窓口負担の軽減もあわせて検討する必要があると申し上げてきたところでもあります。昨年の本会議で国民健康保険料の一部負担金

の減免制度の創設を求め、今年度より実施される運びとなったことは行政の努力を積極的に評価するものであります。しかしながら、この制度を生きて活用するということが極めて大切であるという立場から幾つか質問をさせていただきます。

まず、規則で定めた一部負担金の減免について制度の内容を確認したいと思います。どう言った制度であるのかわかりやすくご説明をいただきたいと思ひます。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 被保険者の皆さんが病気やけがをしたときに医療機関の窓口等で保険証を提示すれば、かかった医療費の一部を支払うだけで診療を受けることができます。これが一部負担金でございまして、その負担割合は1割から3割となっております。この医療機関の窓口でお支払いをいただく一部負担金を減免する仕組みにつきましては平成22年度に国から市町村に対する技術的助言として一部負担金減免の取り扱いについて一部改正をされたところでございまして、一部負担金の減免の対象につきましては被保険者が入院をした世帯の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯が対象となります。また、減免の期間については1カ月単位の更新制でございまして、3カ月までを標準といたしており、本町につきましても、先ほど議員がご指摘ございましたように国が示した基準に基づき国民健康保険規則を改正し、平成24年度から運用しているものでございまして。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 もう少し制度の内容についてお聞かせをいただきたいと思ひます。岬町の国民健康保険規則の中で述べられている一部負担金の減免または徴収猶予の中で書かれている対象について、もう少し詳しく確認をさせていただきます。どういった方が対象になるのかというところで、災害に見舞われた場合、それから農業の関係では干ばつ等で農作物の不作があったと、それから漁業についても不漁といったような格好で述べられているんですけども、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したときにこの制度を利用することができますと書かれておりまして、その他にどういったものをお考えか確認しておきたいと思ひます。具体的にお聞きしますが、自営業の方が事業が難しいという状況に陥って収入が激減したといったケースや失業したというケースも含まれるのか、そういった方もこの制度を利用する対象になるのかそのあたりについて確認をしたいと思ひます。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 具体的に申しますと、先ほど申されました事業主あるいは個人で営業されていた方が著しく一時的に生活が困難になったときが挙げられます。例えば事業主の方が入院

をされて営業をしていたところで営業ができなくなって、例えば収入の道が閉ざされたという場合については該当するのかなと考えております。また一方、失業につきましてはそのケースバイケースによると思いますが、失業につきましてはその預貯金等の部分の規定もございますので、その辺を精査をする必要があると考えておるところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 重ねてお聞きしますけれども、失業の方も預貯金等その条件は調べるということでありましたが、失業の方についても当然利用する権利があると、資格があるということによろしいんですね。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 国民健康保険に加入される際に失業されて加入される場合につきましては、一定保険料の賦課として所得割、要は前年度の所得に対して所得割が賦課されておりますので、その際については対象にはなかなかならないと考えておるところでございます。ただ先ほども申しましたようにケースバイケースになってくるのかなと考えておるところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この制度の周知についてお尋ねをしたいと思います。この制度は収入が極めて少なくなった場合の加入者への医療の保障や受診抑制などへの効果が期待される制度でありますけれども、実際に利用されないことには制度をつくった意味がありません。この制度の周知はどのように行われたのかお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 被保険者の方への周知につきましては岬だよりの4月号への掲載と7月の保険料の決定通知に国民健康保険料の算出方法などとともに啓発チラシを同封して周知をはかったところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 啓発は一定行われているということでありまして、一つ例を挙げますと国民健康保険の加入者に対して文書でこういったものが同封されて配られているわけなんです。この中に先ほどお答えいただいた一部負担金の減免についてということも周知をしていただいておりますが、残念ながらこの周知の方法ではなかなか利用に結びづらいのではないかなと私は率直に感じました。せっかくつくる場所の努力をしておられるのに利用されないということではこの制度をつくった意味がありませんので、もう少し丁寧な周知を図る必要があるんじゃないかなというふうに思います。この制度は全国的に制度の創設が進んでおりますけれども、利

用としては非常に全国的に少ない傾向がなかなか脱し切れておりませんで、その理由を厚生労働省からもアンケートのような形で全国に意見聴取をされているんです。その結果を見ますと、一番多い理由として挙げられてるのが周知徹底不足であるという結果が出ておりますので、周知をより一層徹底していただきたいと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○田島乾正議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 周知の内容につきましては減免の内容についてさまざまなケースが想定されることや、紙面のスペース等を考慮して、一時的に著しく生活が困難になったと認められるときは一部負担金の免除を申請することができる旨を周知させていただいたところでございます。これにより電話や窓口での詳細な聞き取りを実施したいとまず考えております。今後ホームページや被保険者の方全員に送付する文書等に内容や基準がわかるような周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今後の努力に期待したいところでありますけれども、こういった取り組みを行う場合に常に住民の方の目線に立っていただきたいというふうに思うんです。これはあなただけに言ってるわけではないんです。公務員として奉職される皆さんに対して感じるというか、お願いしたいことではあるんですが、今お答えになった中でこれを見て、また岬だよりを見て、あてはまるかなと思って役場に電話にしてくれと、その中でケースによってあてはまれば対象になりますよというのは待っている姿勢なんです。冷たい言い方もわかりませんが、非常に不親切だと私は言いたいと思います。まずここに書いてある一部負担金という言葉が意味がわからない方がほとんどではないのかなというふうに私、思うんです。一般の方がこれをごらんになられて、意味がわかる方というのはごくわずかだと思います。また、その中にもどういった方が対象になるかという記述が具体的に全く示されておりませんで、特別な事由のいずれかに該当し、というふうに書いているんです。特別な事由が何なのか、さっぱりわからないということでありますので、これは一層周知をぜひくふうしてやっていただきたいというふうに思いますので、要望をしておきたいと思います。

それから、もう1点、この一部負担金の減免制度についてですが、始めたところですので、余り次から次へと要望を重ねるといってもいかがかと思いますが、この制度は決して使いやすい制度ではないんです。と言いますのは、先ほど対象はどんな方ですかというあたりで説明をされましたが、収入については生活保護以下の水準にあることや、預貯金は生活保護水準で3カ月以下といった格好で、また入院にしか使えないと言う基準が設けられておりまして、この基準は国が

設けている基準なんです。ただ、この基準よりもさらに手厚くしても構わないということは厚生労働省も通知の中で、QアンドA等の中で、はっきりと言っていることでもありますので、ぜひ今後この制度の利用対象を広げていただきたい、そのこともぜひ検討をしていただきたいと、またこれは今後の政策の中で前向きに検討をいただきたいと要望にとどめておきたいと思います。

時間の残りがありますので、1点目の減災対策について、もう少し。

○田島乾正議長 さかのぼって質問しますか。

○田島乾正議長 答弁者は大丈夫ですか、内容的に。通告以内でやってください。

○中原 晶議員 通告以内です、大丈夫です。

○田島乾正議長 それを整理しときます。どうぞ。

○中原 晶議員 1点目の質問で、減災対策についてお聞かせをいただいて、要支援者の把握についてお聞きをしていたところであります。そのことにかかわってもう少し担当部局として、また岬町としてのお考えを踏み込んで確認をしておきたいと思います。

災害時の要援護者の把握について、個人情報の問題が一つちょっとしたハードルとして出てくるわけなんです。先ほどお答えをいただいていた自主防災組織や緊急情報キット等の活動を通じて自分で手を挙げて、私はこういうリスクがあるので、災害が発生したときには安否の確認に来てほしいとか、避難の支援をしてほしいとかいう格好のご自身でその意思表示をされているというところは個人情報についてはそんなに気にすることはないわけなんです。ご自身で表明をされているわけですから。ただもう一方で、行政内部でお持ちの資料として先ほど示されていた要介護認定を受けておられる方だとか、障害手帳をお持ちの方等の要援護者についてはそのあたりの意思の確認が必要だと思うんですけれども、こういったことについて、やはり踏み込んで作業をしていく必要があると思います。その取り組みの中で確認をしておきたいと思うのは本人との関係で助けに来てほしい、災害が起こったときに助けに来てほしいという意思が確認されていない場合ですね。まだその作業ができていない場合に災害が起こってしまったというときに、行政としてはどのような考え方に基づいて行動をされるのかということを確認をしておきたいと思います。質問の趣旨はご理解いただけますでしょうか。

○田島乾正議長 谷下危機管理監。

○谷下危機管理監 非常に悩ましい質問なんですけれども、まだ作業途中で災害が発生したという想定だご質問の趣旨はそうだと思うんですけれども、その際どう対応していくのかということになりますけれども、先ほども言いました今現在、我々が把握しています、登録手挙げ方式で確認している部分、またあわせて自主防災組織が持っております地域での把握している部分、

これらを除いた方々をできるだけ早く、その確認作業を進めていきたいと思っております。そして、そのためにも災害時の先ほどご説明させていただきました要援護者の登録制度を1日でも早く作成していく、加速させていく必要がありますが、それまでのハードルとして個人情報の問題そういったことを含めまして、災害が発生したときにつきましては行政が保有している台帳を本当に緊急を要する場合は本部のほうに吸い上げるなりして、一定の対応は必要かなというふうには考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま柔軟な対応されるお考えだというような印象を受ける答弁をいただきましたので、守れる命はしっかりと守っていくという一点に立って対応をしていただきたいと思います。今進められている要援護者の確認の作業については手挙げ方式と言いまして、ご本人から手を挙げていただいて助けに来てほしいという場合は確認をするということで、今進められているんですけども、それだけではやはり不十分だということがはっきりしておりますので、行政内部でお持ちの資料を中心にしながら台帳をしっかりと早い段階で整えていただきたいと思いますし、そのときに先ほど申しました個人情報の問題については明らかに本人の利益になると判断された場合は柔軟にその情報を活用していくという立場に明確に立って行動をしていただきたいと思います。と改めて求めておきたいと思えます。

○田島乾正議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 結構です。ありがとうございました。

○田島乾正議長 中原 晶君の質問が終わりました。次に、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

私も午前中の竹原議員と同じく小・中学校でのいじめ問題について質問いたしますが、先ほど岬町にはいじめはないと非常に頼もしいご答弁をいただいておりますので、安心しているところでございます。現在、大津市、貝塚市でのいじめの報道もだんだん取り扱いが小さくなってきているように感じますが、2学期が始まった今こそいじめについて考える必要があると思えます。私は不登校について絞って質問させていただきます。

教育次長にお尋ねします。不登校及びいじめに対する定義があればご説明お願いいたします。

○田島乾正議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 まず、不登校の定義についてでございますけれども、文部科学省の定めているところをまず紹介させていただきます。文部科学省は不登校の児童生徒を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるた

め、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものという定義をしているところでございます。

それと今1点、いじめの定義についてもご質問いただきました。これは定義と言うか一般的な考え方を紹介させていただきますと、子どもが一定の人間関係のあるものから心理的また物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものでございます。個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は表面的、形式的に行うこともなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うということになっております。なお、そういう事案が起こった場所は学校の内外を問わないというのが一般的な考え方でございます。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 それでは、教育長にお尋ねします。現在、岬町の児童及び生徒で不登校になっていらっしゃる方がおられれば、差しさわりのない範囲で具体的に数字を挙げてください。

○田島乾正議長 笠間教育長。

○笠間教育長 ただいま定義を聞いていただきましたけれども、不登校児童生徒数につきましては文部科学省が児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査を実施しておりまして、その人数を公表いたしているところでございます。岬町におきましては平成23年度不登校による欠席者は中学校で6名、小学校で1名でございました。原因としましては登校の意思はありますけれども、身体の調子の不調を訴えたり、登校できない漠然とした不安を訴え登校しない等の不安など情緒的混乱によるものが多くなっているところでございます。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 小学児童で1名、中学生で6名、大変驚きの数字であります。岬町の子どもたちがこのようにたくさん苦しんでいる現実は見過ごしのできないことですが、教育長は不登校の子どもたちにどのような対応をしていかれるのか、また先ほど教育次長から不登校の概念のご説明をいただきましたが、文部科学省が取り決めた枠からはずれていて、数字にあらわれていないが学校が楽しくなく休みがちという心配な子どもさんもたくさんいるのではないのでしょうか。また、不登校に至るまでさまざまな原因があると思うんですが、教育委員会として原因をどれぐらい把握されているのでしょうか。教育長、ご答弁お願いいたします。

○田島乾正議長 笠間教育長。

○笠間教育長 対策につきましてご質問いただきましたので、回答させていただきたいと思っております。岬町におきます不登校支援の取り組みといたしまして、スクールカウンセラーや精神科医を派遣しまして、相談体制の充実を図っております。それでは、継続的な支援ということを行っており

ます。児童生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合はスクールソーシャルワーカー、福祉関係でございますけれども、そちらとも連携を図りながら子どもたちの生活の実態、生活環境の調査等々を行っております。また、各学校におきまして不登校の未然防止、そして早期発見の取り組みをいたしております。児童生徒の状況をつぶさに記録し、日ごろから児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒が欠席がちになった場合は機を逸することなく、家庭訪問を行うなどきめ細やかな対応を図っております。また、教師間でケース会議を開催し、教育委員会との連携も取っております。教育委員会とは管理職、主に校長を中心にやっておるわけでございますけれども、児童生徒の個々の情報交換を行いまして、チームによる支援を行っているところでございます。先ほどから説明をさせていただいておりますスクールカウンセラー、それからソーシャルワーカー等々につきましては先日8月29日に定例の教育委員会がございました。その段階で点検評価表というのを議長あてに提出させていただきまして、議会の皆さん方にプリントしまして、ポスティングさせていただいたところでございます。

原因でございますが、継続した登校に至らないものですが、その場合でもいろいろな心理的な面、先ほども言いましたけれども、生活環境がいろいろと困難であるというようなことが出ておりますので、一番言えることは子どもたちの心理状況、学校へ行くのが疎ましいとかということ、そして一番やはりわかりにくいところがあります、子どもたちの成長過程で全て原因をつかんでいるわけではございません。いろいろな先ほども言いましたケース会議を通じて、その子の特性を調べながら調査しているというのが現状でございます。いずれにしても、未然防止、そして早期発見、これが子どもたちの不登校を未然に防ぐ、そういう対策だと感じているところでございます。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 教育長には大変難しい質問をしていると私自身も思っております。全ての原因が把握できているかということは不可能だと思います。ただ、原因が把握できてないのに、どういった対策を打つんだろうなど、私自身も考えているところであります。不登校の子どもの中にはいじめが原因の子どももいるでしょう。大津市の事件以来、アンケート調査などを実施しているところもあると聞き及んでいますが、教育長にお聞きしたいんですけれども、岬町の教育委員会では今までどのようなことをされていたのか、また今後どのようなことになさっていくのかお答え願いたいと思います。

○田島乾正議長 笠間教育長。

○笠間教育長 どういう対策を行っているかということでございます。先ほどもちょっと重複する

かもわかりませんが、専門的なスクールカウンセラー、それから精神科医の派遣、いろんなことをやっておりますけれども、一番ことしにかけてスタートしたのは先ほども委員のほうからご指摘いただきましたアンケートを年間の回数をふやしております。子どもたちが日ごろ電話とかそういうことの相談体制をなかなかかけてこれないという状況を踏まえまして、やはり周りの子どもから見てどういう状況があるのかということが一番把握しやすいであろうということで、アンケートの回数をふやしているところでございます。2学期に入りましても早速あさってでございますけれども、校長会議もでございます。その段階で即座にアンケートをお願いする予定をしております。先ほどから聞いていただいています原因でございますが、議員のご心配いただいているいじめとの関連もひょっとしたらあるかもわかりません。しかし、今つかんでいる関係ではやはり親子関係をめぐる問題もあるということも聞いております。たくさん的人数やと言われますけれども、やはり岬町の子どもたちの数からしますと、本人が特定するということになってもぐあいが悪いという思いもありますので、原因につきましてもそういったちょっとやわらかい部分でお答えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 その委員会で不登校及びいじめについてどれぐらい時間をかけて議論したのかな、どのような会議をしたのかな、これも聞きたいところではあったのですが、時間と議論については答弁を省略していただいて結構かと思っております。大津市のような事件が絶対岬町では起きてはならないと、大津の子どもの死をもっと真剣に考えてもらい、再発防止に努めていただきたいと思っております。

さて、町長に一つお尋ねしたいんですが、教育委員を任命するのは町長ですが、任命責任の上において教育委員の指導及び教育委員のあり方をどのように考えておられますか、お答え願います。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 あすの予定に人事案件を、教育委員の選任についての人事案件を提案させていただいておりますので、余り中身についての答弁はちょっとご勘弁を願いたいのですが、まず教育委員の任命、これ議会の同意がなかったらいけないわけですが、その同意を得るまでにどういった方が適切な教育委員なのかということだろうと思っておりますけれども、私が今回提案を申し上げている方については再任という形をお願いをしているわけなんですけど、まず被選挙権があるものというこれが第一の条件ですけれども、その中で人格が高潔で教育、学術及び文化に関し見識を有するものうちから町長が選任するということになっておりますので、そのことを踏まえて今

回提案をさせていただいております。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ちょっと質問と答弁がかみ合わなかったんですけども、私も教育委員会のあり方、教育委員の町長としての指導方法と言いますか、手腕と言いますか、そのような考え方を質問したわけであって、申しわけございません。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 大変失礼いたしました。私は教育委員の選任という形でちょっと申しわけございません。教育委員会の組織そのものはこれは委員を任命した後に教育委員会で教育長なりその事務が遂行されるわけですけども、その教育委員会に対してどのような、首長として意見具申をやっているのかということなんですが、ときの首長が教育委員会に意見を述べれるというのは余り中立と言うんですか、政治に介入してはいけないという原則からいきますと、政治的中立というそういう基本がございますので、その中で常日ごろから私はその辺は慎重にしているのは、まず組織に関する町の総合調整というところを今おっしゃっているのかなと、その後には予算の執行に関する町の調査権というのがもう一つ。それで、公有財産に関する町の総合的な調査権、この三つがあるかと思うんですが、その中で教育委員会については教育長を通じた中で教育長等が行政との調整役ということでありますので、常に教育長とはいろんな教育委員会の問題そういったことについての意見を求めながら、またその回答を得ながら現在やっておりますので、教育委員会の組織というのはあくまで教育行政の中でやっておられるとそういうふうに理解しておりますので、その先ほど申しました三つの首長が調査権、調整権、そういった以外のことについては教育委員会サイドでお願いしておるとというのが現状でございます。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 首長の立場として中立であると、先ほど町長が教育委員会の任命権及び定例会で教育委員会の任命、その方の話、先に生まれましたけれども、教育委員の任命権は町長にあります。議会も同意をするという非常に重い責任があります。本定例会で教育委員の同意を求める議案がありますが、議会議員の一員として責任ある判断をしたいと思います。

もう1点お尋ねしたいと思います。先ほど町長も中立の立場とおっしゃいましたが、大阪府議会は大阪維新の会の議員が多数を含めております。松井知事も大阪維新の幹事長であるわけですから、岬町のためにも大阪維新の会に耳を傾ける、これも必要なことと思います。大阪維新の会の代表でもある橋下大阪市長は地方自治体の首長は教育にも責任を持つべきだところをおっしゃっておられました。田代町長は岬町の教育にどのような責任を持たれ、またどのように取り組んでいくか

概念をお聞かせしたいと思います。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 どこまでお答えしたらいいのかということで、小川議員さんの質問内容に的確にお答えできないかもわかりませんが、私が関係する部分だけをお答えしたいと思います。

大阪維新の会のほうが教育行政のあり方についていろいろと議論をなさって、いろいろ船中八策というその中に教育行政のあり方というものを掲げておられるようですけども、私はあくまで教育行政は政治的中立の立場で首長が意見を述べるのは先ほども申しました3点しかない、つまり町の総括代表権というのが三つあるわけなんです、その中で1点目は先ほど申しました組織等に関する町の総合調整権、そして2点目は予算の執行に関する町の調査権、それから公有財産に関する町の総合的な調査権というのがこれは法できっちりと明記されておりわけですから、これをこの中以外の、例えば最低限必要な関与が、認められているわけですけども、それ以外の教育行政、例えば教育委員会が定めるところの教育方針また教育行政、そういったことについて町はそれに介入してはならないと私はそのように思っております。ただ、先ほど言った3点については首長としての範囲、つまり権限としてそういったところについては教育長または教育委員会の意見を十分聞きながら意見を述べるができると思っておりますので、大阪維新の会が現在述べられておりますような中身については、これは地方政党である維新の会の考え方であって、教育行政の中身について町の考え方というのはあくまで文部科学省が明記しております法ののっとして、私はその方を遂行していくしかないんじゃないかなとこのように思っております。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 田代町長の考え方はよく理解いたしました。

最後に、教育長の個人的な立場で結構ですから、これも難しい質問ですけども、教育とは何か、また岬町の子どもたちにどのような教育をすべきか、お答え願いますでしょうか。

○田島乾正議長 笠間教育長。

○笠間教育長 私、今年の岬だよりも私の抱負ということで載せさせていただいています。今一番言われることは新学習指導要領が平成23年度から小学校で適用、平成24年度から中学校も新学習指導要領になってます。ゆとり教育から今一歩進みまして、学校の授業数も若干ふえたりしております。その中で子どもたちを、私はいつも言いますが、たくましく生きる力と豊かな心をあわせ持ち、そして成人してこの少子高齢化に子どもたちがほんとうにこの国を、この岬町を支えていただく、それはこの岬町をいつも誇りに思って、どちらにおられても岬町のことを誇りに思えるそういう子どもたち、その子どもたちをつくっていく礎、教育はきょうあすの答

えは出ません。5年後10年後にその子どもたちが大きくなり、この少子高齢化を支えていくという教育、今の一番中心に言えることは豊かな心と、そしてたくましく生きる力、私はこれを何度も読み返しています。教育委員会の窓口はこの生きる力というのを置かせていただいております。皆さん方もこれを読んでいただいて、読んでいただいていると思います。また私も議論させていただけたら非常に幸いかなと思います。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうもありがとうございます。幼稚園及び保育所の3年を含めると、実に12年という子どもにとって成長する大切な期間に教育委員会に関与するわけです。しかも教育と言う重大な問題でこの関与の仕方子どもたちの将来は大きく変わってしまうそうであっても過言ではないと思っています。子どもたちは未来の宝であります。不登校及びいじめのない教育現場、教育長、町長に託しまして、私の一般質問は終わります。

○田島乾正議長 小川日出夫君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。次の会議は、あす9月5日、午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時36分閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年9月4日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 中 原 晶